

平成 22 年多賀城市議会決算特別委員会会議記録（第 3 日）

平成 22 年 9 月 14 日（火曜日）

◎出席委員（22 名）

委員長 藤原 益栄

副委員長 相澤 耀司

委員

柳原 清 委員

佐藤 恵子 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

森 長一郎 委員

雨森 修一 委員

板橋 恵一 委員

戸津川 晴美 委員

中村 善吉 委員

吉田 瑞生 委員

村松 敬子 委員

根本 朝栄 委員

尾口 好昭 委員

昌浦 泰己 委員

阿部 五一 委員

小嶋 廣司 委員

竹谷 英昭 委員

石原 源一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 永澤 雄一

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 昇市

総務部理事(兼)総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 伊藤 一雄

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 伊藤 博

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修

管財課長 阿部 博光

総務部副理事(兼)地域コミュニティ課長 片山 達也

交通防災課長 鈴木 典男

市民経済部副理事(兼)市民課長 加川 昭

税務課長 鈴木 学

収納課長 佐藤 利夫

農政課長(兼)農業委員会事務局長 狩野 正幸

商工観光課長 佐藤 秀業

こども福祉課長 但木 正敏

保健福祉部副理事(兼)健康課長 紺野 哲哉

介護福祉課長 松岡 秀樹

保健福祉部副理事(兼)国民年金課長 大森 晃

道路公園課長 鈴木 弘章

会計管理者(兼)会計課長 本郷 義博

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

教育委員会事務局理事(兼)学校教育課長 佐々木 清光

教育委員会事務局副理事(兼)生涯学習課長 永沢 正輝

教育委員会事務局理事(兼)文化財課長 高倉 敏明

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳

監査委員事務局長 鐵 博明

選挙管理委員会事務局長 長田 健

市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(プロジェクト推進担当) 小野 史典

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 吉田 真美

主幹 櫻井 道子

午前 9 時 58 分 開会

- 議案第 51 号 平成 21 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定について
- 一般会計
- 歳出質疑 第 1 款議会費～第 3 款民生費

○藤原委員長

皆さん、おはようございます。

決算委員会 3 日目でございます。決算委員会にふさわしい政策論議とテンポのよい質疑を期待いたしまして、審議に入らせていただきます。

ただいまの出席委員は 21 名であります。本日は、伏谷修一委員からおくれる旨の報告がありましたので、御報告申し上げます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の委員会を開きます。

それでは、議案第 51 号 平成 21 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定についてを議題といたします。

昨日に引き続き歳出の質疑を行います。

まず、昨日途中で終わっております第 1 款議会費から第 3 款民生費までの質疑を行います。

まず初めに、昨日保留されておりました昌浦委員の質問に対して、総務部次長より答弁を求めます。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

昨日の昌浦委員さんの質問に対しまして、庁舎内の要するに監督職、係長以上の数の把握でございますが、昨日、企業職を含めた職員数を私、457 名と申し上げましたが、これには特別職 4 名分も入っておりますので、実際には職員数は 453 名でございます。そのうち、係長職、要するに監督職でございますが、78 名の主幹それから係長、課長補佐の方々、

78名でございます。全職員に対する割合でございますが、17.2%という数字が出てございます。以上でございます。

○昌浦委員

大分係長以上の指導的立場にある職員の数が想像するよりも少ないんだということが数字をもってわかりました。いつときは500人を超えた人数の職員さんがいらっしゃっていて、年々退職者よりも採用数が少なくし、そして定数管理を執行していくということでございましたが、私、想像するよりも新入職員が何か多いように感じるんです。そこでなんですけれども、21年度、何人採用されて、それでもこういう形で少なくなっているんだということをおわかりであれば御回答いただきたいと思います。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

21年度の採用者数でございますが、新規採用職員は20名でございます。そのほかに、例えば労務職から一般職に採用がえが3名ございますので、23名という数字がとらえてございます。

○昌浦委員

新規20の中には、社会で働いていてそれから公募によって入ってきたというか、入所した人も含まれている数だと思うんですね。453人という総数になってきておりますけれども、いわば過去5年間徐々に減らしていった実数がこのくらいなんだということで承知してよろしいのかというのが1点と、もう1点目は、職員の中でかなり50代以上というのが多いように感じられるんですけれども、その辺あたりをいわゆる人事当局としては、年齢を、各年代ごとででしょうか、20代、30代というふうにきちんと緊密と言ったらいいか、均一と言ったらいいかわかりませんが、きちんとした数に抑えているのかどうか。この2点、お願いします。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

1点目の職員採用の中に、要するに民間実務、社会人経験者があるのかということでございますが、20名の中には民間実務経験者が、土木が2名、それから社会福祉士が1名ということで、3名が入ってございます。

それから、職員の年齢構成でございますが、今現在、御承知のように多賀城市は大量退職時代に入っております。団塊の世代の方々や年々20名前後の方々退職していくわけでございますが、それらを踏まえまして、50歳代から60歳までの中が約4割の職員が占めてございます。正確には39.何%という職員割合の構成になってございます。ですから、こういう状態がここ10年くらい続くのかなという思いでとらえてございます。

○昌浦委員

私ごとで恐縮なんですけれども、理事者側にお座りになっている方にも、私が役所に入ったときの同期の方が5人ぐらいいらっしゃるんですね。いわば50代、4割という数を占めておるんですけれども、これが、やはりきちんとした年次計画によって、これから10年ぐらいたら各年代層が同じような割合に近づいていくというふうに承知してよろしいのか。

それから、なぜこの質問をしているかという、いざというときに第一線で実働する人数というのが足りないのではないかと危惧するところなんです。ですから、21年度、労務職を含む23人を採用していくということで、各年代を均一にしていくんだという意図という考えはわかるんですけれども、その辺、いわばいざというときに実行部隊として動ける

人数というのは何人ぐらいというふうに、これは人事担当に聞いていいのかほかの担当の方に聞いていいのかわかりかねますけれども、その辺はどうなのでしょう。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

年齢的なバランスでございますが、たまたまここ3年ぐらい20名前後の職員を採用しているわけでございますが、年齢構成を見ますと、例えば18歳から、それから社会人経験を積んだ30代後半の方もいますので、年齢的バランスはバランス的にうまくなっているのかなという感じがします。それから、実働部隊という話でございますが、例えば、多分委員さんは災害のことをイメージしているのかなと思いますけれども、それについても年齢的なバランスも踏まえまして、それから、当然居住地の問題もでございます。市外それから市内居住者がございますが、最近結構市外の、市外と言ってもすぐ仙台市の宮城野区の居住者が結構ふえてございますが、それらも踏まえて、災害時に向けてのいろいろな、招集も含めてでございますが、それらはきちんと交通防災課の方で把握してございますので、実働部隊としてのあれは確保されているのかなと思ってございます。

○昌浦委員

わかりました。いわば行政を実際につかさどる方々がやはり粗とか密があってはならないと。そういうことで昨日から一連のこの質問をさせていただいたわけでございます。私が質問する予定の方を先に御回答いただいたようなんですけれども、やはりいざというときに市内居住者が少ないというのは、私ちょっと考えておったところなんです。近隣の宮城野区あるいは利府ですか、結構職員さんがお住まいになって、あるいは塩釜もそれなりに多いような格好なんですけれども、その辺のあたりで、これは居所の自由という一つのいわゆる自由がありますけれども、なるべく職員採用時におきましては、市内居住というものも採用のときにでもお願いをしていただきたいと、これ要望して終わります。以上です。

○藤原委員長

そのほかに質疑のある方、挙手願います。柳原委員。

○柳原委員

まず資料7の45ページ、社会福祉協議会に要する経費と、資料7の55ページの軽度生活援助事業についてお聞きします。

まず、社会福祉協議会の生活安定資金についてですけれども、昨年末から社会福祉協議会の生活安定資金を借りたい方が急増して資金が底をついてしまって、借りたいのに借りられないという事態が起きましたけれども、これは改善されたのでしょうか。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

生活安定資金、一時ちょっと原資が足りなくてということで待ってもらっている方もいらっしゃるわけでございますけれども、ことしの2月に原資の方を増額しております。2月に30万円、それから4月に50万円、合わせまして80万円の増資を行っております、現在は円滑に回っているという状況でございます。

○柳原委員

2月に30万、4月に50万円増資をして、今は借りられないという状況はなくなったということですね。

次に、55ページの軽度生活援助事業なんですけれども、ここでは、この表を見ますと、65歳以上の高齢者の世帯が3,300世帯で登録者数が60人ということなんですけれども、この世帯数に比べて登録者数が随分少ないなと思うんですけれども、登録する場合のいろいろな資格とか、どういう人が登録できるのかというのをちょっと教えてください。

○松岡介護福祉課長

お尋ねの軽度生活支援事業につきましては、おおむね65歳以上の単身の世帯の方、あるいは高齢者のみの世帯の方、あるいはそれに準ずる世帯という方々を対象に、介護保険法の規定によります要介護認定または要支援認定において自立と判定された方ということで、大きな要件とさせていただきます。

○柳原委員

この軽度生活援助事業の内容なんですけれども、これを見ますと日常生活に簡易な援助ということで、買い物ですとか簡単な家事とかそういうのも入ると思うんですが、実際に地域で生活されているお年寄り、一人世帯の方も多いんですけれども、最近ちょっと足が弱くなって買い物に行ってほしいんだけど頼まれることもまああるわけなんですけど、そういうときに使えるような制度があったらなと思っているわけなんですけれども、この軽度生活援助事業の対象者を今介護保険の認定を受けている方に限定されているわけなんですけれども、そういう認定を受けている方と、あと認定を受けていないけれども、そこまではいていないけれども何とか助けてほしいというお年寄り、新田なんか買い物難民のお年寄りがたくさんいるんですけれども、そういう方が使えるような制度というのはないのでしょうか。

○松岡介護福祉課長

もう一度確認をさせていただきますが、御利用いただく対象とさせていただいている方は、介護保険法の規定によります要介護認定、要支援認定において自立と認められた方ですので、認定を受けていらっしゃらない方ということでございますので、今委員がお話しございましたような、例えば普段の生活の中でお手伝いがほしいというような方について、逆にこういった制度でお手伝いをしているということでございます。

○柳原委員

これは認定を受けていない方でも使える制度ということなんですか。

○松岡介護福祉課長

認定を受けていない方が対象でございます。

○柳原委員

そうですか。前に相談に行ったときにこれはなかなか対象になる方が少ないということだったものですから、そういうことであればこの制度をもっともっと周知していただいて、対象になる方がもっとふえるように広報の方もよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○戸津川委員

7の資料の71ページについて質問したいと思います。

留守家庭児童学級の状況という表の中で、21年度から多賀城小学校のすぎのご学級は、40人の定員に対して96人と大変多い子供たちが利用していたわけなんですけれども、つい最近見にいきましたら、ことしも依然としてたくさん、100人を超える子供たちが学級で本当に狭い思いをしているという状況を見ましたけれども、なぜ城南小学校のもみじ学級と同時に、同じような状況だと思うんですけれども、なぜもみじ学級と一緒に分級ができなかったのかというのを率直に疑問に思っておりますが、お答えいただきたいと思います。

○但木こども福祉課長

留守家庭児童学級のすぎのご学級でございますけれども、9月1日現在の在籍児童数は今90名というふうなことで在籍をいたしております。それ以上に、城南小学校のもみじ学級につきましては100名を超える児童が在籍をしておたというふうなことで、非常に緊急性が高いというようなことでもみじ学級を優先的に分級をしたわけですが、なお、私どもはすぎのご学級の分級も喫緊の課題だというふうに認識しておりますので、一般質問でもお尋ねがあるようですが、年度内に分級できるような形で進めてまいりたいというふうに考えております。

○戸津川委員

わかりました。なお、緊急性という言葉で、私も緊急性という言葉が使われると、私はすぎのき学級も本当に緊急性があるというふうに感じました。また一般質問でも出しますけれども、ぜひ形のいい分級を考えていただきたいと思います。

○松村委員

3点お伺いします。まず1点目は、資料7の6ページ、21年度多賀城市市民活動助成金について。2点目は、18ページ、公共交通に要する経費です。あと3点目が、69ページ、太陽の家施設運営管理に要する経費。この3点をお伺いいたします。

まず最初の、多賀城市市民活動助成金に関するということなんですけれども、本市におきましては市民協働ということ、推進ということを掲げまして、サポートセンターを立ち上げまして、去年1年間1万9,641人の利用者があったということで、この事業が順調に稼働して推進目標に近づいているのではないかなということで、当局の御努力にまず敬意を表したいと思います。

それでお伺いしたいんですけれども、この助成金の件なんですけど、この表を見ますと8団体、計画やって、実績が4団体というふう書いてありますけれども、行政評価取り組みですね、こちらの方の140ページを見ますと、事務事業という上から三つ目の真ん中の方、そここのところの(4)に、事務事業の紹介等により情報の共有と市民公益活動の資質向上。平成21年は助成希望のあった4団体において、3団体に対し助成を行ったというふう書いてあるんですけれども、それどういう意味なのか、ちょっと御説明をお願いしたいと思います。

○片山地域コミュニティ課長

大変失礼いたしました。5団体から応募がございまして、そのうち4団体に助成したということですので、こちらについては誤りでございました。5団体からの応募に対して、1団体については、極めて先駆性が高かったということですが団体の活動自体がまだ成熟していないということで、1団体は却下ということになったので、4団体だったんですけれども、それを、4団体を3団体と間違っ書いてしまいました。ごめんなさい。

○松村委員

了解いたしました。それで、一応予算も80万円用意していたんですけども、4団体しか適用しなかったということで32万9,000円ということになっておりますけれども、私も市民活動をさせていただきますけれども、やはりこの活動を推進する上でお金と時間の問題というのが大変各団体のどこの団体でも課題かと思えます。でも、現実、皆さん、そういう悩みを抱えながらもこういう現状だということはやはり何か問題があるのかなというふうに思うんですけども、その点どのように認識されているのかということと、あと質的向上と書いてありますね。こちらの方。こちらの方も、やはり活動の内容、質的向上ということもやはり各ボランティア団体とか市民活動団体では大変大事な課題であると思うんですけども、この辺に関しまして地域コミュニティの方でいろいろ御相談とかそういうこともあるかと思えますけれども、この二つの点について、どのような御認識をお持ちかお伺いしたいと思います。

○片山地域コミュニティ課長

こちらの団体助成金の目的につきましては、やはり市民活動団体の自立支援を目的ということで交付させていただいているので、ずっと助成するというのではなくて、3年間のいわゆるサンセット方式という形で助成をさせていただいております。ということで、そういった経済的な側面での支援というのがまず最初に来るんですけども、経済的な支援だけではなくて、やはり最終的には自立して、例えば市の補助金がなくても団体が継続していくということが一番大事なものですから、そういう意味では、その組織の運営に関してとか、あるいは事業の実践力なんかのそういった側面での支援ということも必要なので、市民活動サポートセンターにおきまして、その3年間の助成期間だけではなくて、その後もサポートセンターを拠点として相談とか、施設の提供だとか、あるいは、もう一つはいろいろなイベントに関しての資金援助だとか、そういったものもいろいろな全国レベルでの補助制度とかもあるので、そういった単発なんかのものも御紹介しながらやっていくというような形にしていまして、やはり最終的には自立ということの支援というのが一番大きなところで考えているというところでございます。

○藤原委員長

質の向上で……。

○片山地域コミュニティ課長

質的向上、団体活動の質的向上ということですよ。それにつきましても、先ほど言いましたようにサポートセンターに専門スタッフがいますので、そこのところでもいろいろと相談に乗らせていただいております。活動の、これ定期的に、助成しただけではなくて、その団体とその後の経過というもののお話を聞きながら、日常業務の中で聞きながら、御利用いただいたときにその後どうなんでしょうかとかということで、機会を使って団体活動の状況をお聞きしながら、いわゆる質的といいますか、活動の内容についても、もしかしてこういったところを工夫してはどうですかというような相談に乗らせていただいているという形で支援しているというところでございます。

○松村委員

確かにおっしゃるとおり自立していくということが本当にこれから大事だと思うんですけども、やはり最初はいいんですけども、やっぱりその活動を長く続けていくとなると、先ほど言いましたように、時間の問題とかそういう活動資金ということがやっぱり大きな課題に徐々にできて、なかなか活動が難しくなるというのがやはり現状ではないかなというふうに思います。まだ市としては始まったばかりですので、やっぱりその辺も大きな市民活動団体の抱える悩みでありますので、どうぞその辺をしっかりとサポートして支援

して、活動が長く持続して、またこういう活動をやる団体が育っていくような質的向上を目指せるように今後も御支援よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

では、次ですけれども、公共交通に要する経費、18 ページですけれども、東部線・七ヶ浜循環線運行についてということで、こちらの表を見ますと、事業の目的は市民の移動手段の確保で、あと利便性の向上により利用者を増加させるということが目的かと思いますが、こちらに、東部の方が、利用者が1年間で約9万3,000人、経費として1,259万5,157円というふうになっております。こちらは東部の方ということなんですけれども、西部に関してなんですけれども、西部に関しては、今、市におきましては北日本自動車学院ですね、こちらの方で好意的に運転していただいている「万葉号」で対応されていると思うんですけれども、その利用者数は1年間でどのくらいだったのか教えていただきたいと思ひます。

○木村市長公室長補佐（行政経営担当）

万葉号の利用人数ということなんですけれども、昨年度21年度で3,367人になっております。

○松村委員

西部の方が廃止された理由には、利用者が少ないと……。

○藤原委員長

聞き取れないので、私語はやめていただきたいですけれども。

○松村委員

利用者が少ないということで廃止されたように伺っております。でも、やはり地域の方から、高齢化も進み、先ほど言った交通難民ということもありまして何とかという声があったというふうな今の状況になっているというふうに思ひます。1年間3,300人からの利用者があるわけなんですけれども、この前、市民の方からその万葉号のバス停が大変わかりにくいというような御相談がありましたので、私も見ましたけれども、ちょっと質素というか、本当にわかりにくいかなというふうに思ひますけれども、市は市として周知はしていると思うんですけれども、そういうこともありまして北日本自動車さんの方にお伺ひしましたら、確かにそうなんですけれども、うちの方としては、またバス停をきちんとやるところまでのなかなか予算的な部分で、ガソリンとか人件費は全部こちらでやらせてもらっているんですけどもそこまでの対応はちょっとできかねるというようなお話が、御相談があったわけなんですけれども、やはり市民サービスの公平性ということから考えましてやはりその辺、市の方には多分その辺の声は届いているかと思うんですけれども、そういうことに対しての対応は何かお考えだったのか、どのようなお考えなのかお伺ひしたいと思ひます。

○木村市長公室長補佐（行政経営担当）

北日本自動車学院さんとは、こちら万葉号を走らせる上で送迎バスの空席を利用した多賀城市の外出応援事業に係る協定書ということで協定を締結させていただいております。その中で、市の支援ができる部分とあと北日本自動車さんの方でやっていただける分ということで、ある種の役割分担ですね、それを取り決めまして事業を運営させていただけるわけなんですけれども、確かにバス停の場所によっては非常にわかりにくい場所もあると思ひますが、そういった部分については北日本自動車さんと相談させていただいて、行政としてやれる範囲の支援という形で検討させていただきたいと思ひます。

○松村委員

その辺相談して、もう少しわかりやすいバス停の表示に何からの支援をしていただけるといふふうに理解してよろしいのでしょうか。

○木村市長公室長補佐（行政経営担当）

一応北日本自動車さんと相談させていただいて、行政での役割でできる範囲という形になってしまいますが、いろいろ運送車両法上とかいろいろな制約も、あと道路の形状でどういったものが対応できるかという部分もございますので、そういった部分を検討させていただきたいと思います。

○松村委員

ぜひいろいろな知恵を使いまして支援をお願いしたいというふうに思います。

それで、この体制というものを今後、西部の方たちのそういう交通手段の方法として今の万葉号をずっとやる方向でいるのか、それとも何か今後いろいろなことを考えていられるのか、その辺もお伺いしたいと思います。

○菅野市長公室長

市長の所信表明の方にもありましたとおり、多賀城駅の中心市街地の商業の集積等、一応その辺を見定めながら、市内循環型の路線というものの検討も内部の方で今後していく予定でございますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○松村委員

ありがとうございます。よろしくお伺いいたします。

次に、69ページ、太陽の家の施設運営管理に要する経費で2,386万8,000円計上されております。それと、あと定員が60名、それに対しまして現在利用されている方が47人というふうに出ておりますが、まず、この2,386万円の内訳なんですけれども、人件費ですね。ここに携わっている職員、また常勤、非常勤いると思いますけれども、その方たちの部分がどの辺まで入っているのかということと、あと人数、常勤何名、非常勤何名ということ。多分常勤の方は入っていないと思うんです。この経費からしますと。ですから、もし常勤の方も含め非常勤、人件費どの程度かかっているのかお伺いしたいと思います。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

太陽の家の人件費の関係でございますが、現在、太陽の家には常勤職の職員が9名でございます。21年度の常勤職の9名分の人件費でございますが、総額で6,620万円前後でございます。ですから、1人当たりに換算しますと730万円ぐらいなのかなという数字はとらえてございます。

なお、非常勤の数については、保健福祉部次長の方から答弁させます。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

非常勤の職員でございますけれども、7名おりまして、報酬の方が1,256万8,882円というふうになってございます。

○松村委員

そうしますと、人件費とこれを合わせると7,800万円ですね。太陽の家に関する経費としましては約9,000万円ぐらいかかっているということになると思います。そうですね。それで、この47名というのは定員に満たっていないんですけれども、どういう状況でこのかお伺いしたいと思います。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

定員を満たしていないということでございますけれども、これに関しましては、障害児につきましてはそれ相応の子供の数ということなんですが、健常児の方が、定員35名ということで設定しているわけですが年々減少してきているというふうな状況から、このような人数になってございます。

○松村委員

健常児35名で、障害児は……。

○藤原委員長

健常児の定員が35でしょう。

○松村委員

35名ですね、健常児の。そうしますと、障害児は何名ですか。

○藤原委員長

では、もう一回丁寧に。

○松村委員

25名ですね。そして24名ということですね。1人定員に満たないということですね。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

太陽の家の定員につきましては全部で60名でございます。その中で入所してもらう子供、障害児が25名それから健常児が35名というふうな形で設定をしております。21年度の状況でございますけれども、入所している子が、障害児で24名それから健常児で23名、合わせて47名というふうな状況でございます。

○松村委員

私がなぜこのような質問をしているかといいますと、今回は、障害児の方24名で、マイナス1名ですか、定員に満たないということがありましたけれども、前に相談を受けたときは定員オーバーで入りたくても入れないという方がありました。そういうこともありましたので、定員をふやすというのはやっぱり職員をまたふやさなければいけないとかそういうこともありまして、なかなか障害児の定員をふやすことは難しいというような回答をいただいておりますけれども、去年21年度は定員に両方とも満たないような現状であるというふうに思っております。

私は、福祉切り捨てとかそういう意味ではないんですけれども、やはりこの太陽の家は、多賀城市の確かに独自の目玉の事業であることは私も先輩議員からいろいろ聞いております。でも、ここにかかるそういう経費というものを考えたとき、今現在入っている50名弱の児童、障害児、健常児のそういう今現状でありますけれども、やはりなかなか定員に

満たっていないということを考えますと、やはり事業の見直し、運営のあり方というのを私は考える必要があるのではないかなと思います。どう方法がいいのかはなかなか簡単には結論は出せませんが、そういうふうな思いですと見ておりましたけれども、市の方としてはどのようにこの辺はとらえているのかお伺いしたいと思います。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

21年度は障害児が1名定員に満たなかったというふうな状況でございますけれども、やはりこの施設は歴史的な経過なんかもございますし、障害児あるいは障害児を持つ親にとっては本当に重要な施設というふうなとらえ方をしております。そういうことから、健常児を含めた統合保育というふうなことでやってございますけれども、これが健常児の定数がだんだん少なくなってきたと。そこにはいろいろな要因があるかと思っておりますけれども、その辺も踏まえながら、施設としてどうあるべきなのかというふうなことについては、担当しては、どういったあり方がいいのか担当としての検討といいますか、そういったものはちょっとやっていますし、これからもやっていかなければいけないという認識でおります。

○松村委員

やはり事務事業の評価というところも市としても大事な部分であると思いますので、やはりただ前例踏襲みたいな形で、そういう形じゃなくして、やはりもう少し効果的な事業運営のあり方というか、その内容も含めて検討されるべき段階に入っているのではないかと思いますので、御検討をよろしくお願いいたします。

○根本委員

人事の件とそれから職員の支援ということで、まず第1点目お伺いしたいと思います。2点目は、15ページの入札の問題です。3点目は、58ページの介護保険の関係で質問させていただきます。

まず、職員の、先ほどの質疑で、21年度の採用は20名でしたと、こういうことでございました。21年度の退職者は何名だったのでしょうか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

定年退職者、それからあと定年前の方もいましたので、合計で26名の退職者がございました。

○根本委員

26名が退職されて20名の新規採用と、こういう状況だということですね。26名、定年退職された方がそのうち何名かは、約20名近くはいらっしゃるのではないかなと思うんですけれども、そういう方々というのはこれまで多賀城市のために一生懸命働いてそれなりの経験を持っている、優秀な仕事ができる方々、こういうことになりますね。そういう大量退職者時代にそういうノウハウを持っている職員を活用できないものかという問題なんです。この問題については、再任用の条例がございますね。4年ぐらい前に制定をいたしました。市の方では再任用ができるようになっております。しかし、きのうの質疑では、その実績がないと、再任用制度を活用していないと、こういうことでございました。本当にそれでいいのだろうかという素朴な疑問を持っているんです。やはり今までのような賃金体系、給与体系でいくわけではないので、その再任用の方をもう一度その経験を生かして働いていただくと。こういうことは私は非常に大切ではないかと思うんですね。実は、仙台市な

どではもう再任用制度をしっかりと活用しながら人事を回しているんですね。そういう実態を御存じですか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

仙台市では再任用制度がありますが、定年後の職員を再任用として雇用している実態は把握はしてございます。

○根本委員

そういう経験を生かせる、その方が再任用制度を活用するかどうか、それは別です。退職される方が、いや、私はいいですよというならいいんですけども、やはり残って少しでも仕事をしたい、また、こういう時世ですから退職してすぐ年金はもらえる状況にはないと、満額。報酬比例分しかいただけないという状況もありますし、そういうことを考えて、多賀城市の将来にとって新規採用とそれから再任用を両方活用しながらうまく人事を回せるように、そしてまた経験を後輩にきちっと伝えていけるようなそういう仕組みをちょっと22年度は検討していただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

根本委員の御意見はもっともだと思いますが、実は、昨日も回答申し上げましたが、国の人事院の方では、平成25年度から、3年に1歳ずつ定年を段階的に引き上げていくと、既にそういう視野に入っております。ですから、例えば今の実際を申し上げますと、60歳で定年を迎えても年金の支給は65とかそういう時期に入っておりますので、多分そういうことも踏まえて国の方では公務員の定年の延長も、既にそういう時期に入っているということも踏まえながら、再任用制度については、その辺のことも視野に入れながら今後調査研究してまいりたいなという思いでございます。

○根本委員

それから、職員の支援という関係でお伺いしたいんですが、最近、21年度もメンタル系の職員が非常に多かったというお話がたびたび議会の中でも出てまいりました。うつ病の方も非常に多いという状況がございます。そういうことで、21年度にそういったメンタル系でお休みになった職員が全体の何%ぐらいいらっしゃったのか、もし把握していればお知らせ願いたいと思います。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

21年度の実績としましては、例えば病気休暇、要するにメンタルも含んだ病気休暇の職員でございますが、45名病気休暇をとっております。そのうち、今委員がおっしゃいましたメンタル系の疾患での職員は11名でございます。パーセンテージにしますと2.4%という数字はとらえてございます。ただ、その11名の中には、なかなかメンタル系の疾患が完治しなくて休職を発令している職員がそのうち4名でございます。21年度としては。

○根本委員

休職しているそういった方々の職場復帰支援というのはやっぱり一つの行政にとっても課題ではないか。2%ぐらいの職員がいらっしゃるということですので、この対策は非常に大事だと私は思います。

そういう意味で、実は人事院の方では、そういった方々に対して、精神疾患のそういう長期に休んでいる方々に対して試し出勤というのを試行的にやっているというお話を伺っております。そういう対策を国は国で打っていこうと。国家公務員に対してですけども。

市としては、21年度の状況を踏まえて今後どういう対応策を検討されているのか、あるいは実施されているのかお伺いしたいと思います。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

今、委員御指摘のとおり、やはりメンタル系疾患で長期休養に入った職員の職場に復帰することに対してのさまざまな課題がございます。それらも踏まえて、今委員おっしゃいました、国の方では既に試し出勤制度を正式に取り入れようということで制度の公式に向けて整備しているわけですが、本市としまして、来年23年4月から多賀城市職員試し出勤の実施要項を定めて取り組んでいきたいなと思ってございますが、実は、今年度22年度から試行的に実施をしております。その中で、先ほど申し上げました4名の休職者の方々が、実は、1名の方は3月で定年退職を迎えた職員でございます。残り3名の休職者の方でございますが、既に試し出勤制度を取り入れまして22年度から職場復帰をしております。内容としましては、例えば職場復帰する1カ月ぐらい前から、まず気軽に役所に顔を出してくださいということで、例えば1時間、それから2時間、あと半日、そういう段階を経て、約1カ月間ぐらいでございますが、その試し出勤を経て正式に職場復帰をしております。ですから、現在、庁内には休職している職員はございません。以上でございます。

○根本委員

もう対策を講じられているということでございますので、こういった方々が少しでも改善をして復帰されるように望む、そういう思いで質問させていただきました。

それから、15ページの、資料は7です。入札の関係でございます。実は、菊地市長は常日ごろから地元の業者を何としても育成していくんだという強い気持ちで行政運営をされている、こういうことは私どもも認識をしております。そういう意味で、21年度は地元発注の取り組み、どういう取り組みをされたのかということの取り組みをちょっとお伺いしたいと思います。

○阿部管財課長

お答えいたします。平成21年度における公共工事の発注状況につきまして、金額比率で全体の97.84%、金額においては32億9,996万4,150円を地元業者に発注しております。

○根本委員

かなり市長の思いといいますか、地元を育成するということがそういう形で21年度はあらわれていると、こういう理解をしたいと思えます。

実は、きのうの質疑でも佐藤委員からお話ございました。入札には予定価格があって最低価格があると。この最低価格が多賀城市の場合は工事の方70%ぐらいになっていると。ところが、宮城県はもう80%ぐらいに上げているという状況がございます。最低価格ですから、それ以上の71%でも入札はまず決まるわけで、そうしたときに、地元が発注、地元育成といっても、本当に赤字すれすれで工事をやるような工事を受注して、果たしてその人たちが税収として返ってくるぐらいの賃金を払いながら多賀城市に還元できるのかというと、私はそういう低い数字ではかなり厳しいのではないかと思います。その辺の考え方、本当に21年度はそのとおりやってきたんだけど、今後もそれでいいのかどうかという問題なんですけれども、いかがでしょうか。

○阿部管財課長

最低制限価格と実際の落札率の関係なんですが、最低制限価格は工事の品質を保つために最低、委員は今70%と申されましたが、余りにも低い金額であれば品質が低下するという事で設けているものであります。実情として多賀城市の場合は、平成21年度の工事の件数のうち、125件あるんですが、その中での平均落札率としては93.61%という数値で推移しております。この数値から推測されるには、多賀城市では極端な過当競争による低価格の事実は極めて少ないのではないのかという認識でおります。

○根本委員

そういう状況だということですね。わかりました。ただ、将来的にもそれでいいのかということは検討すべき課題はあるだろうと私は思うんです。ですから、今後とも、ぜひとも22年度、また新年度においても地元の業者の育成のために御尽力をお願いをしたいと思います。

それから、58ページ、介護保険事業に要する経費ということで、ここで介護保険のちょっと質問させていただきたいと思います。21年度において、実質、特別養護老人ホームに待機をしていたと、入りたくて、そういった方は何名いらっしゃったんでしょうか。

○松岡介護福祉課長

本年4月1日現在、2市3町で調査をしたのがございます。それで、在宅の方で介護度が要介護度3以上の方につきまして、2市3町管内の特養で、多賀城市では46名の方ということで把握しております。

○根本委員

46名ですね。わかりました。

それで、ことしの7月に第3期計画でしたね、たしか、地域密着型の特別養護老人ホームができましたね。栄か、あそこにできました。あれは本来であれば20年度の予定が繰り延べして、21年度にできる予定がまた延びて22年度に完成したと、こういうことでいいんですね。その人数が29名、恐らく満床になっていると思います。その方が入所して、残がこの数ではないですね。その辺つかんでいらっしゃいますか。

○松岡介護福祉課長

人数的なものでございますが、今お話ございましたように、「桜花」という名称で開設をされました施設の方は29名の定員でございまして、要介護度3以上の方は23名の方が入所されました。ただ、お名前一致とかということではございませんので、人数としてはそういった状況でございます。

○根本委員

そうすると、市の計画に基づいて待機者をなくそうということが片一方でありましたね。そういうことだとすると、46名ですから、約半分の待機者が今でも残っているという状況になっております。こういった方々、あるいは潜在的な待機者もいらっしゃると思うですね。これから待機が発生するということも十分予測されます。そういうことを考えたときに、今後の施設の計画として、第4期計画になるのかな、今第4期計画中でですね。この中でどういう位置づけをして、どう対応されて、何年度ぐらいには解消できるという見通しを持っているのかお伺いしたいと思います。

○松岡介護福祉課長

現在第4期介護保険事業計画実施中でございます。現在の第4期の計画の中におきましてはもう1カ所、地域密着型、29名定員の特別養護老人ホームを誘致する予定でございます。計画期間が来年度まででございますので、今年度中に募集を行いまして、予定といたしましては23年度中に開設を目指したいと考えております。

○根本委員

了解しました。着実な計画の遂行をお願いしたいと思います。

もう一つあるんですけども。

○藤原委員長

どうぞ。

○根本委員

それでは、委員長のお許しをいただきましたので、69ページ、太陽の家関係でございます。

下段に(3)太陽の家の療育指導事業ということで、24日ずつ心理判定員、言語聴覚士、作業療法士の皆さんが対応したことが書いております。それから次のページ、これ大きな2番で、おひさまひろば、これも療育指導ですね。心理判定員、言語聴覚士、作業療法士が携わって指導したということでもあります。第4款になるんですが、関連するので一応言っておきますけれども、81ページの4款にもことばの相談というものがあまして、事業を展開しております。それぞれ健康課と福祉の方でそれぞれの事業を同じような内容で展開をしているということでございます。

それでまた、言葉だけではなくて自閉とか多動性とか、さまざま子供が成長していく、小さいときから発達に障害がある、異常が認められる、こういった子供さんが年々増加していると、そういう傾向にもございます。この対策として、米澤委員が一般質問で、発達支援センターを設置して統括して言葉の相談も自閉症の皆さんも統括をして、そして相談業務から療育指導から一括してできる体制をつくったらどうですかという質問がございましたね。私はこれ非常に大きな課題だと思うんですね。その辺の対応をしっかりと私は保健福祉部で、この決算を踏まえて、毎年この決算のあり方でいいのだろうか、毎年毎年別々にこういうふうにはやっていますね。ですから、これを、ぜひともこの決算を踏まえて、多賀城市の発達障害の子供さんのあり方、支援の仕方について総合的に考えていこうじゃないかと、こういう思いに立つての検討をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○藤原委員長

答弁は休憩あけにさせていただきます。11時8分まで休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時08分 開議

○藤原委員長

議事を再開いたします。

先ほどの根本委員の質問に対して、保健福祉部長から回答があります。

○内海保健福祉部長

大変示唆に富んだ御提案をいただきまして、本当にありがとうございます。

先ほど松村委員の質問に対して次長が答えましたように、内部的に太陽の家の問題をどのようにしようかということについては、これはある程度期間をかけてその辺の方向性を生み出していこうかというふうな形で内部的には考えてきたところでございます。先ほどお話のありました、似たような事業をいわゆる健康課の方と太陽の家の方とで別々にやっているんでないかという御指摘だったんですが、この関係につきましては、太陽の家の方に対しては、ある程度そういった意識を持った方がいらっしゃる。健康課の方の場合ですと、案外そういった問題意識と申しますか、ちょっと様子がおかしいかなというふうな部分があるいろいろな健診を通じてわかった方々がそちらの方でいろいろな対応がなされているというふうな状況でした。ただ、それらの問題について統合が図れないかということになりますと、これは決してできない話ではないかと思えます。そういったことも含めまして今後考えていかなければいけないのは、太陽の家自体が障害児に軸足を置いた施設であるということだと思えます。ですから、さまざま法律の状況も変わっていますので、この辺で一定の方向を見出していかなければいけないのかなというふうに思っております。

それから、これは太陽の家自体は非常に先駆的な取り組みを長い間にわたってやってきた施設だと思います。ですから、そういった部分のことも踏まえまして、言ってみれば、地域にとって必要な施設としてしっかりと機能していくような形に発展させていく必要があるんだろうというふうに思っております。以上です。

○根本委員

太陽の家のあり方、施設の運営のあり方、そういったことも含めて今後検討して、その中で分かれているこういった事業も一つにまとめてできないかどうかを今後検討していきたいと、そういう答弁でございますね。ぜひとも御検討いただいて、時代にマッチングした施設になるように、そしてまた、そういった子供さんがいる親御さんというのは非常に心配されているわけで、そういった方が安心して相談も受けられる、療育指導も受けられる、そのような体制づくりをぜひともお願いをしたいと思います。終わります。

○吉田委員

主要な施策の成果に関する説明書の3ページ、裁判に関することではありますが、仙台高等裁判所での事件等について伺います。

二つ目には、19ページ、中心市街地活性化事業に関することでもあります。

まず、第1番目の裁判に関することでもありますけれども、仙台高等裁判所において公金違法支出損害賠償請求控訴事件がありました。何うところによると、第二審における高等裁判所での判決も言い渡されたやに伺っておりますけれども、そのことについて1点、説明願います。

二つ目には、新たな事件が提訴されている旨伺っておりますが、その二つのことについての説明をお願いいたします。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

1点目の平成20年9月20日に訴えを提起されました多賀城駅北開発株式会社に対して行った出資についての裁判でございますが、これにつきましては、21年5月21日、仙台高等裁判所におきまして全面的に棄却という判決をもらってございます。ここの資料7の3ページに記載してございます報償金10万円でございますが、これについては成功報酬金ということで、代理人の弁護士さんに払った費用でございます。

2点目の新たに提起されました裁判の関係でございますが、本年22年5月18日付で公金違法支出損害賠償請求事件が提起されました。内容につきましては、多賀城駅北開発株式会社へ支出した補助金の交付の決定の取り消しを求める訴えと、それから、それに交付しました補助金4,640万円の市への支払いを請求する訴えでございます。これにつきましては現在係争中でございます、第1回目の口頭弁論が6月29日に行っております。それから第2回目の口頭弁論が8月31日に終わっております。なお、第3回目の口頭弁論の予定が10月19日となっております。

なお、現在係争中でございますので、中身については省略させていただきたいと思っております。以上でございます。

○吉田委員

まず、1点目の件でありますけれども、昨年5月21日に仙台高等裁判所において棄却の判決の言い渡しがあったという現状であります。私はこの件について以前にも、第一審の段階における仙台地方裁判所での判決、これも棄却でありましたけれども、その段階においても述べたことでもありますけれども、いわゆる控訴されたとしてもその棄却の内容に関する事実誤認なり新たな主張なりがなければ一審判決がその方向で取り扱われるのではないかという見解を述べておいたので、同様の判決が高裁でされたということについては、なるほど、事実誤認も新たな主張もされなかったのかな、というふうにただいま承知した次第であります。

2点目の4,640万円の補助金の取り消しの提訴に関することでもありますから、これは今答弁がありましたとおり係争中でもありますので、その審理の内容について云々ということについて何うことは差し控えますが、1点だけ伺っておきたいと思えます。当然双方から準備書面が出されていて、論点、そしてその争いの焦点が明らかになっていると思えますが、当市の、多賀城市側の主張の主な点について、差し支えない範囲で説明いただければありがたいと思えます。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

詳細につきましては先ほど申し上げましたとおりでございますが、本市の主張は、あくまでも多賀城駅北開発株式会社に補助金を交付したものは当然正当な手続を経て交付しているということを主張していくのみでございますので、その辺で、現在も弁護士を立てて次回の第3回口頭弁論にもその辺のことは一貫して主張していきたいという思いでございます。

○吉田委員

わかりました。

次に、19ページの中心市街地活性化事業に関することについて伺います。

平成13年に策定された中心市街地活性化の基本計画、大変万般にわたって定められて、立派な冊子としても公表されているものであります。この計画を再構築するということが現在取り組まれているわけでありまして。

そこで伺いますが、再構築する要件、言うならばその環境の変化、背景について、私の認識を述べながら伺いたいと思えます。

一つは、何と言ってもまちづくり三法が見直しされたこと。それから二つ目には、多賀城駅前の大規模小売店舗長崎屋が閉店になったこと。そして、この平成13年に策定された基

本計画に基づいて中心市街地の活性化に取り組んできて今日を迎えているわけでありますが、新たに北駅前広場の整備などに取り組む事業が進められているわけでありまして、平成13年度からその駅北再開発事業の方向が定められて今日に至っているわけですが、それらとの関係を踏まえて、北側と南側の一体的な整備を図る方向などの新たな、先ほども述べましたけれども、環境なり背景の情勢の変化を受けて、この再構築の基本計画の策定の見直しに取り組まれているというふうに承知しておりますが、そのことなどについての説明、また考えをいただきたいと思っております。

○小野市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

今、委員御指摘のとおり、13年に策定した基本計画の見直しの要因となったものにつきましては、まずは重大な環境変化といたしまして、まちづくり三法の見直しがございます。このまちづくり三法の見直しですが、実は平成18年に見直しがされまして、そのまちづくり三法の当初の目的であった、その目標が達成されないということを反省材料に、まずは郊外開発規制の徹底をします。それからコンパクトシティの構築をしよう。そういった趣旨のもと、その上で中心市街地活性化基本計画を国が選定をしよう、選別をしようというふうな動きになりました。その中で、特に中心市街地活性化にかかわる多様な主体を参画させる、そしてそこで議論を深めるという意味で、中心市街地活性化協議会が法定化されたというのも大きな動きでございます。それから大規模小売店舗、つまり長崎屋が15年の営業に幕を引いて閉店になったということでございます。それから駅北の開発、これが都市計画決定を受けて今動いているというふうなことでございます。それ以外にも、経済が非成長時代を迎えていること。それから、世界同時不況によって国内経済が悪化していること。それから、郊外の商業施設が集積をされて、仙台港の背後地だったり利府に新たな商圈ができてきていること。そういったことも踏まえて今回基本計画の見直しというふうなところに至ったものでございます。以上です。

○吉田委員

そうすると、多賀城市中心市街地活性化協議会が法定化されたものとして取り扱われるということになるわけでありますが、そこで、この取り組みの中心的な方向づけというのは、先ほどちょっと触れましたけれども、いわゆる南と北側の一体的な整備事業に取り組むということでのコンパクトシティという受けとめ方でよろしいかどうかについて伺います。

○小野市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

そのような意味で、多賀城駅の北と南の一体的な健全な開発のもとににぎわいを創出していこうというふうなことでございます。

○吉田委員

そうすると、今後のこの再構築を図る基本計画の取り扱いでありますけれども、今年度中にいわゆる協議会を、準備会から正規の準備会に立ち上げる、設立をすることを目指しながら、これは国のいわゆる認可を得る事業になると思っておりますけれども、その上に立って、平成23年度、来年度にはこの基本計画を国の認可を得るという方向づけで現在作業が取り扱われているということでもよろしいかどうか。そのように私自身は承知しているわけでありますが、説明をお願いいたします。

○小野市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

中心市街地活性化基本計画の今後のスケジュールにつきましては、ただいま委員御指摘のとおり、今年度中に中心市街地活性化協議会、つまり法定協議会の立ち上げをして、23年

度中に大臣認可を得て、24年度には中心市街地活性化にかかわる主にソフト事業の展開を早急にしていきたいというふうなスケジュールで考えてございます。以上です。

○吉田委員

最後に伺いますが、平成21年度の事業の中でこの取り組みを進めてくる経過の中で、経済産業省からの助言等も得ながら取り組まれてきたわけでありますが、その内容について特に示唆に富んだ教訓とすべき課題などについて、特徴的なことについて御報告があればぜひ提示していただきます。お伺いします。

○小野市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

21年度に中心市街地活性化に向けて行った事業で助言診断事業を御紹介申し上げましたが、そちらの方におきましては、主なそこにおける特徴的な動き、活動の実績といたしましては、事業を進める上でのそれぞれの参加主体の方向性、そして役割、それから機能が確認をされました。その中で、中心市街地の中にはやっぱり観光だったり、商業だったり、そういった経済の活性化だったり、そういったにぎわいとか交流とか、そういったものが十分テーマとしてそれぞれの役割機能を担っていかなければいけないということになります。そこで、具体的な事業の提案ということもございまして、地産地消のチャレンジショップだったり、あるいは駅の中心市街地の活性化のために、一過性ではなくて継続したにぎわいのイベント、そういうものをそれぞれの役割と機能で果たしていこうというふうなことが方向性として確認されたものでございます。以上です。

○竹谷委員

では、資料7の5ページの職員研修について。14ページの入札資格の問題について。3点目として、15ページの資機材倉庫の関係について。その3点をまず御質問したいと思いません。

5ページには職員研修の成果が記載されておりますけれども、この研修内容は、想像するに職員全体の士気的高揚を目指して行ったというふうに解しているのですが、そのような考え方でよろしいのでしょうか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

士気の高揚、そういうこともございますが、やはり研修の目指す目的でございますが、当然職員の業務に取り組む姿勢とか、それからあと当然研修で学んできた成果をぜひ職場に生かしてもらいたいと、そういうことも踏まえて職員研修を実施しているということでございます。

○竹谷委員

職員研修の中には幹部養成の研修もあると思いますが、21年度はどういうような状況でしょうか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

幹部という言い方が適切かちょっとあれなんですけれども、実は、各管理職それから監督職を対象にしました階層別研修というのがございます。例えば監督職になって2年、それからあと管理職になって1年、2年、そういう方々が、宮城県では富谷にございます研修所で一貫して県内の各市町村の方々と一緒にそういう場を設けて管理・監督職としての研修に努めているということでございます。

○竹谷委員

昨日も男女共同参加の問題を委員の方から提案されております。私がここでお聞きしたいのは、女性職員の管理者登用についてどのような方向性を持って市は行おうとしているのか、その辺についての指針をお聞かせ願いたいと思います。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

今現在、庁内の職員の男女別の構成でございますが、21年度の数字で申し上げますと、453名中180名前後、男女の比率でございますが、そういう構成でございます。御質問の女性職員の幹部登用ということでございますが、今、うちの方は、女性だから、それから男性だからとそういう区別はしてございません。当然でございますが。それらも視野に入れながら、研修の一環としましては、例えば千葉県にございます市町村アカデミーという研修所がございます。そこに女性の登用を目指した研修がございます。そこに継続的に年に2名、3名の女性職員をそういう場に派遣をしてございます。そういうことで、将来の管理職になるというそういう養成の研修は実施してございます。

○竹谷委員

私は、男女参画ということになれば職場の中での体制づくりというのが大変大事ではないかと思うんです。どちらかという、どうしても男性を主体とした物の考え方で進めてきたというのが今日までの日本の社会状況ではないかと。やはり施策として男女共同参画をやるとすれば、少なくとも体制として、女性の管理者なりの登用をしていこうという指針の中で研修を重ねていくことも、平等だと言いながらその内容が片ちんばになってはいけないと。やはりお互い共通の目的を持って共通の研修を行っていくという姿勢が私は大事ではないかと思えます。よその市では女性職員を例えば10%なり20%登用しようという目標を掲げてやっているところもあるようでございます。ですので、多賀城市ではそれをやれと私は申しませんが、少なくとも180人程度の方が職員としているとするならば、そういうことも視野に入れて私は研修というもの、男女共同参画というものの発想の中で進めていくべきではないかと思うんですけれども、今後の見通しについて、いかがでしょうか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

竹谷委員の考え方はもったもだと思えます。たまたま今現状として、ここの席を見てもらえばわかるんですけれども、女性の管理職が一人もいません。これについては当然我々も問題意識は持っております。ただ、先ほど申し上げました年齢の構成上、50歳から60歳までの職員が約4割でございます。圧倒的に男性が多い、その年代は特にそうなのでございますが、そういうことも当然でございます。いずれ、来年、再来年に向けては、ここの席に何人かの女性の管理職が当然出てくるのかなと思っております。

○竹谷委員

そういう視野で職員研修というものも含めながら体制の強化をしていくことが大事ではないかということをお指摘しておきたいと思えます。

次、14ページの入札参加の問題です。先ほど来から最低価格どうのこうのお話がありましたが、私は、前からやっておられたんだと思えますが、指名競争入札の参加資格の登録について共同受付をしたというのが特筆として掲げておりますが、この事務事業というのは、少なくとも塩釜、黒川地区の自治体なり構成する広域の関係、消防事務組合も含めてでしょうけれども、これらとの関係は、一体となってやって、それに多賀城にも入りたいという書類の中に掲載されれば指名入札者として資格を得ることができる方法をとって

るのか。どういう方法なのか、その具体的な事務的な方法について、私、見て、あら変わったなというふうに思ったものですから、その要件についてお聞かせ願いたいと思います。

○阿部管財課長

お答えいたします。共同受付については、平成 20 年度から新たに協議会を結成いたしました。塩釜地区、黒川地区の 13 団体による共同受付を実施しました。平成 20 年度には多賀城市が議長となりまして受付を実施しました。その結果、下の表にあるように 2,647 団体の登録がなされました。委員御指摘のように、会場を当時は多賀城市と富谷町で設けまして、どちらの会場に来てもその 13 団体のうち登録を希望する団体に対して登録が可能となるものでございます。

○竹谷委員

そうしますと、この二つのところで申請をすると黒川地区の自治体、塩釜地区の自治体の入札資格を得るという方法であるというふうに理解してよろしいですか。

○阿部管財課長

登録されている 13 団体の中から、希望する団体のみということになります。

○竹谷委員

受付はするけれども、それぞれ市町村に希望をとって、希望のあるものについてはそちらの登録資格にすると、希望のないものは登録資格にならないという考えでよろしいんですか。

○阿部管財課長

希望については、登録の申請業者が希望するものであります。つまり 13 団体の中から、登録したい自治体に対しての個々のファイルですね。例えば 13 団体のうち、多賀城市と塩竈市のみに申請をしたければ、会場はそちらに来て多賀城市分と塩竈市の申請書を出すということになるものでございます。

○竹谷委員

ですから、その申請者が、2 団体でも結構ですし、全部にやっても結構ですよ。それは申請団体の任意ですよというやり方だというふうに解してよろしいんですか。

○阿部管財課長

はい、そのとおりです。

○竹谷委員

それは 20 年度から実施したということですが、今後も続けていくという姿勢がおりなのかどうか。

○阿部管財課長

今後も継続していく予定です。

○竹谷委員

わかりました。これだと問題が起きないように、よく事務的に気をつけてやっていただければというふうに思います。

次に、15 ページ、資機材倉庫の整備ということになりました。この事業を完成したことによって勤労青少年ホームの機材、多賀城の役所の東側にあったプレハブの機材、八幡にありました機材倉庫、この三つが合同して、ここを活用しながら備品管理をしていくんだというふうに解してよろしいのでしょうか。

○阿部管財課長

はい、そのとおりでございます。

○竹谷委員

そこで、この機材倉庫にある備品等を、備品というか、ある機材を町内会でお借りをする場合には、認められていると思うんですけども、確認したいんですが、それは結構なんのでしょうか。認めているのでしょうか。

○阿部管財課長

今回新しく建設した資機材倉庫には、使用している部署が全庁的にわたってかなりの課が入っております。備品等の管理についてはそれぞれ個別の課で担当するようになります。貸し出しの件については、それぞれ担当の課の方で判断していただくようになるものと思われま。

○竹谷委員

私は、これ集団というか、多分購入するときのものはそれぞれの部署で購入しなければいけない備品もあると思います。例えば赤十字の備品はやっぱり赤十字の予算ということになると思います。しかし、機材倉庫にあるもろもろの管理は一括してやるべきではないのかというように思うんですけども、そういう発想は今のところないのでしょうか。

○阿部管財課長

今のところは特に考えておりません。設立の趣旨は、あくまでも老朽化した、今現在解体工事を実施している倉庫について集約しようというその点で新たに建設したものであります。今後の運用等については今現在のところ考えていないのが実情です。

○竹谷委員

ぜひ運用を考えていただきたいと思うんですよ。実は、町内会でいろいろお借りするものもあるようです。今までは、個別のときは土日でもお借りできたし、日曜日で返還できたんです。返還できたようです。私も実際に返還していました。ここになりましたら、土日返還できないような状況になっているという情報が入りました。今日のような状況でいくと、イベントは土日に行っていくわけで、日曜日で大体片づけたいという町内会もあるようです。ですから、ぜひ日曜日の返却とか貸し出しとか、そういうことの門戸を開いていただきたいという意見があるんですよ。というのは、若い町内会はほとんどサラリーマンが多い。日曜日、休暇をとってその片づけができないという不都合さも出てきている。ですから、どうせある機材ですから、市民の皆さん方に町内会の活動に大いに活用していただくという面もあるとするならば、土日の貸し出し、土日の返却もできるような体制を私はつくるのが大事ではないかと。そのために、私は集団管理をしたらよろしいのではないのかという提言をさせていただいたんですけども、その辺を含めて、検討していただく余地はないのでしょうか。

○阿部管財課長

現在資機材倉庫に収納されている用品は、道路公園課の道路維持管理用の用品とか公園管理用用品、あと交通防災課の災害対策用の備品、選挙管理委員会の選挙事務用品等々が主なものを占めておまして、コミュニティ用の用品というのはほとんどないような状況であります。委員指摘のような地域コミュニティに関して貸し出しできるような備品は、ほぼ今現在収納されていないものと考えております。

○竹谷委員

認識違いだね。あそこに赤十字のテント入っているでしょう。地域のイベントは赤十字のテントを借りているんですよ。貸し出ししているんですよ。で、地域の皆さん方がそれを返却するのに困って、どうしたらいいだろうなという悩みを持っているんです。今後はそういうものをじゃ使えないな、どうしたらいいだろうと。私は、いや、あるんだから使ったらいいじゃないかなと。そうすると市役所の制度上の問題じゃないかと。内部事情でそれを変えれば変わるんだから、そういうものは縛りを余りしない方がいいんじゃないかと。どうせ警備員さんもいることですから、警備員さんの業務にそれを一つつけ加えるだけでやれるんじゃないかと。そして、幅広くそういうものを市民に活用していただくという姿勢が私は市民サービスの一つになるんじゃないかというふうに思うんですが、いかがですか。

○澁谷総務部長

私の方もその辺の実情をちょっと詳しく調べまして、今、委員がおっしゃったような部分もちょっと詳しく後で聞かせていただいて、調整できるものについては調整させていただいて、難しいものについては、何が難しいのかということをもひとつ検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○竹谷委員

部長がそう言ったのでそれは実現できるでしょうから、期待をしておきたいと思っております。

あと関連するので、1点だけよろしいですか。

○藤原委員長

はい。

○竹谷委員

勤労青少年ホームの跡地の利用について、きのう雨森委員が質問いたしました。駐車場として活用するという御答弁でしたけれども、それでよろしいんですか。

○阿部管財課長

現在のところ、市民テニスコートとゲートボール場及び老人福祉センター、そちらの駐車場として整備する予定でございます。

○竹谷委員

ぜひこれを公園野球場の駐車場にも活用できるようなやり方を考えていただきたいと思いますと思うんですけれども、いかがですか。

○阿部管財課長

駐車場の整備後はそれぞれ所管する部署の方に所管がえを実施する予定です。ちなみに市民テニスコートについては、スポーツクラブの方の指定管理の管轄下になるものなので、そちらの方で検討していくことも可能かと思われま

○竹谷委員

これは、そういうふうにするようにしましょうと。そして、あそこをちょっと整備しなければいけないんですよ。ここから上がるには、入り口を階段にして、球場の方に上がる整備をしなければいけない。ですから、そこまで私はやっていただきたいんですよ。やるためには、そこ上がるための階段をちょこっと整備すればできない話ではないんですよ。ですから、効率的な活用をするとするならば私はそういうことも視野に入れて、テニスコートと老人のための駐車場ではなく、幅広くあの多賀城公園にまつわるあそこの鶴ヶ谷の一角が活用できるような工夫をした方が私は利用者にとって喜ばれるのではないかと思うんですけれども、そういう調査も含めて、調査した結果、そういうところに行くための整備が必要であるというぐあいに考えたときに、その整備をしながらこの勤労青少年ホームの新駐車場の有効的活用を考えていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょう。

○澁谷総務部長

今の件につきましても、ああいう施設につきましても、やっぱりできるだけ市民に多く利用される必要があるのかなとも思うものですから、関係課の方とその辺を協議しながら、できるだけよい方向にいくように持っていきたいと考えております。

○竹谷委員

特に、皆さん知っているから後は言わないけれども、使用者としては大変駐車場がなくて困っているところなんです。それで、あそこを使って、前のを使わせていただいているんですけれども、ぐるっと回ってこなければいけないという不便さもありますので、できれば直接上がれるような道をつくっていただければあそこを利用する方々は大変喜ぶのではないかと。特に他の市町村から多くの方々も集まる場所でもありますので、多賀城はこういうところにはこういう気配りもしているんだという多賀城市の姿勢を各市町村に示すためにも大事ではないかと思っておりますので、ひとつぜひ研究をして実現するようにこれはお願いしておきます。よろしくお願ひしたいと思います。

○佐藤委員

それでは、4番の40ページ、定額給付金の最終報告が出てまいりました。たくさんお金を使ったので、一定確認しておかないと失礼だなというふうに思いまして、質問いたします。

不用額の454万何がしというのは、結局行き渡らなかったお金ということなんですか。

○木村市長公室長補佐（行政経営担当）

それでは、お答えいたします。

予算的には執行残ということでは、委員御指摘の454万8,000円が残ったということになっておりますけれども、実際、昨年度は対象者が6万3,264人の対象者の方がおりまして、実際に申請がありまして支給したのが6万2,880人、未申請の方が377人ということでその方々。あと、及び辞退という方もおりまして、7名の方が辞退ということがありましたので、それらを合わせた金額が執行残という形になります。

○佐藤委員

いろいろ議論もありましたけれども、行き渡って少しはお役に立ったのかなという思いで見ました。今からこういうことがたびたびあるか、ちょこちょこあるかわかりませんが、こういう一人一人に配るような手段のものは、やっぱりきちんと受けられる資格のある人にはきちんと手渡せるようなそういう仕組みを残していきながら、これを教訓にして仕組みを残していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、52ページの国民健康保険のところです。国保証のことなんですけれども、9月30日までで10月から切りかえになりますね。それで、これ国保証を使っている人からずっと声が出ていたんですが、カードに切りかわった時点から、どうも柔らか過ぎる、ぴらぴらだという声が出ていまして、財布なんかに入れておくとくちゃくちゃになってしまうんです、けば立って。私は病院にかかりませんから、財布には入れておきますけれども、ちょっと出たところだけがぴらぴらになるんですが、しょっちゅう使っている人は本当にぐちゃぐちゃとなってしまうと、1年とはいえども大変みすぼらしいことになるんですけれども、裏側にはラミネートっぽい加工してあるんですが、表にもこれをしていただくと大変ありがたいんですけれども、これはいかがなものでしょう。お金もかかる話ですので、ただ、要望が出ているということでお伝えをしているんですが。

○大森国保年金課長

今お話のあったカードにつきましては、昨年の10月から実施しているということでございます。それで、多賀城市の方では昨年度からということなんですけれども、全国的には平成13年からカードのところが始まっているというのが状況でございます。それで昨年、カードの被保険者証を導入する際には、これまでのさまざまな先進の事例等を参考にして現在のものを取り入れたという状況になってございます。

被保険者証の方ですけれども、1年間の有効期間ということで、裏側のラミネートで耐久性は十分あるのかなということで始めたというのが実情でございます。今、表側にもということなんですけれども、表側、実際、印刷面ということで被保険者の名前ですとか、あと世帯主の名前ですとか、印刷面ということになりますので表側はちょっとなかなか難しいということで、現在の裏側のラミネートがついたものということで継続していきたいということでは考えてございます。

○佐藤委員

ちょっとさっき確認しましたら、議会の中でも、これではちょっと柔らかいので自分でラミネート加工したという人がいまして、20円だったそうです。ですから、今のお話もそれはそれで理解しようと思えばできるんですが、一定検討の余地はあるのではないかとこのように思うんですけれども、いかがでしょうか。図書館カードはすごいかたいんですね。薄くて、もちろん印刷にも何の差し障りもないというような気もするんですが、いろいろなカードを見まして、わがまちか〜ども薄くてちゃんと印刷もされているんですけれども、ちょっとぐちゃぐちゃにならないような方向性で検討していただきたいなというふうに思うんです。お隣の塩竈ではラミネートで発行していますよね。そういうことでぜひ検討をしていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○内海保健福祉部長

いろいろお話はあろうかと思えますけれども、いずれこれらに関しましては費用の問題、やっぱり20円というお話だったんですけれども、その辺もあろうかと思えます。これ具体的に国保の特別会計の審議の中でもいろいろそのお話が出てこようかと思えますけれども、やはりなるべくだったら費用をかけないでお使いいただくのがいいのかなという感じはちょっとしております。ほかの状況もいろいろ調べさせていただきたいと思えます。

○佐藤委員

私、勝手に自分の資料で調べて、国保受けている人が約1万5,000人ぐらいいるのかな。一人でやった方は20円なんですけど、30万円ですよ。大量に発行するともうちょっと安くなるのではないかなというような気もしないでもないんですが、きちんと受けとめていただいて、国保の会計の大変なのはよく存じておりますが、特に高齢者、しよっちゅう病院に行く人たちは本当になかなか柔らかいということで使い勝手が悪いという声もありますので、御検討をさせていただきたいというふうに思います。また、いずれ検討状況をお聞きするときがくるかと思えますけれども、よろしく願いをいたします。

それから、次、56ページなんですけれども、留守家庭児童対策費のところ、なかなか今の社会経済状況も大変なところで、共働きの御両親がいて、時間まで留守家庭児童学級に預けている子供たちを迎えにいけないというようなことも多々ありまして、職場と学校が遠かったりすると時間延長をお願いをしていたことがあるんですが、そのときに、放課後学級と合わせていろいろ考えてみたいというような御返事もあったかと思うんですけれども、検討はどの程度進んでますでしょうか。

○但木こども福祉課長

留守家庭児童学級の利用時間の延長というふうな御質問でございますが、今現在、平日ですと授業終了の1時から午後6時までの5時間というふうなことで運営をしております。ちなみに、お隣の七ヶ浜町ですと6時半であったり、塩竈も6時半、あるいは松島は7時までというふうなことで運営をしているようなんですが、これはやはり保護者の方の勤務の状況であったり、そういった地域性というものでこういった時間が設定されているのではないかなというふうに思っております。

また、時間の延長につきましては、国の補助制度もありますが、国の基準ですと1日6時間を超えるということで、これを該当するとすれば午後7時までというふうなことになって、その超えた時間数が補助対象になるというふうな状況でございますので、仮にこれを活用しますと、そうすれば午後8時までの延長というふうになります。今、9月現在で417名の児童が利用しておりますが、それを今指導員25名で対応しているというふうなことで、こういった延長という問題になりますとやはりどうしても指導員の確保の問題であったり、指導員の意向といいますか、どちらかといいますと扶養に入るというふうなことでの働き方というふうなこともあるようでございますが、それと利用料の問題というふうなことも出てまいります。

一方で、私の方では子育てサポートセンターでのファミリーサポート事業というものも展開をしております、資料の7の67ページに記載がございますように、(3)の活動状況でございますけれども、一番利用回数が多いというのが、放課後児童クラブ終了後の預かりというふうなものが今一番需要が多いというふうな状況もございます。そういった、担当としましては、二面性があるものですから、時間の延長というふうなことと、ファミリーサポート事業で子供を地域全体で育てる仕組みも機能しているということで、こちらの方も拡充を図っていかねばならないというふうな状況でございますので、当然ニーズを把握するというふうなことも必要だとは思いますが、ファミリーサポート事業の拡充も図っていききたいというふうなことで考えておりまして、御理解をいただきたいというふうに思います。

○藤原委員長

昼の休憩に入ります。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 開議

○藤原委員長

それでは議事を再開いたします。

午前に引き続いて、佐藤恵子委員。

○佐藤委員

さっき課長が、いろいろやれない理由の一つに、扶養の範囲ということで指導員の確保が難しいとか、あるいはファミリーサポートの充実で頑張るとかというお話をしているらしいんですけども、時間延長のニーズからいえば、指導員の意向がどうあれ、留意すべきところは親の意向であり子供の意向であるというふうに私は考えるんです。ですから、そういう意味では、その言いわけはちょっと要求を出されている人たちに対しては通じないのではないのかなというふうに思います。それから、ファミリーサポートの充実といっても、ファミリーサポートは利用料も高いということになっていますし、子供は既に留守家庭児童学級に行くために教室から移動しているわけですね。さらにファミリーサポートに移動するということは、その間で自分にかかわってくれる人が3回も変わるということですね。そういう意味では、その子供に与える緊張感とか影響とか疲労感というものは大きなものがあるのではないのかなというふうに考えます。私も1日3回別々な人と親密な関係をつくっていかうと思えばこの年でも大変疲れる、そんな感じがいたします。

そういう意味では、やっぱり本当に真剣に時間延長を検討していただきたいというふうに思います。近隣では30分なり1時間なり延長しているところがあると答弁していましたが、どういうふうにしてその努力をしているのかという調査はされていらっしゃるのでしょうか。

○但木こども福祉課長

まず初めに、先ほどの発言の中で指導者の確保というふうなことの側面からちょっとお話をさせていただきましたが、そのような意味で発言したということで御了解をいただきたいと思います。

それから、先ほどファミリーサポート事業の中で終了後の預かりということで一番利用が多いということなんですが、実人数にしますと9人というふうな状況でございます。そういった意味からしましても、このファミリーサポート事業が終了後の預かりの機能を担っているというふうなことでもございますので、私としましてはこの事業の利用を促してまいりたいというふうに考えております。

また、各市町の時間の状況でございますけれども、やはりこれは、具体的調査はしておりませんが、それぞれの地域での保護者の方の勤務の状況というものが考慮された上でこのような時間の設定になっているというふうに理解をしております。

○佐藤委員

指導員の確保というのは、ずっと前から、今の課長の前から言っている言いわけです。ですから、近隣の指導員の確保の状況もきっちり把握しながら、どのように努力したら学校内の留守家庭児童学級の中でのこととして完結できるのかというのは調べて、留守家庭児童学級の延長でニーズにこたえていくという努力の方が私はいいのではないかなというふう

に思うんですね。ファミリーサポートのところを促していくという点では、さっき言ったような、何回も移動しなければならないということも含めて、利用料の問題も含めるとなかなかクリアしていくのが大変でないのかなと、子供の負担とか親の負担なんかも考えるとそんなふうに考えます。留守家庭児童学級の方が、30分延長していただく方がより具体的でわかりやすくいいというふうに考えるんです。ファミリーサポートをどのように充実していくかという点では、それはそれで研究していく分には構わないと思いますけれども、留守家庭児童学級の方のところでの完結のありようも手を離さないで検討を強めていただきたいと思いますと思うんですけれども。

○但木こども福祉課長

委員からありましたように、各市町の状況なども調査をしながら検討してまいりたいと思います。

○佐藤委員

よろしく願いをいたします。親は本当に仕事から6時に間に合わせようと思うと、いろいろな交通量の関係から5時ごろちょっと仕事を中断してというようなことがあると。そうすると、会社にもいい顔をされないとか、そういうことがちょこちょこ伝えられています。そういう中で、一生懸命子育てをしながら働いているという、これ本当に形に見えるそういう親、子供への支援体制だというふうに思いますので、最大の努力をしていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、委員長にお尋ねしたいんですけれども、きのう子ども手当のことでちょっとお聞きしたいと言いましたら、補正でと言ったんですけども、補正の項目にないんですね。それで、課長が同じ課長なので、この場でちょっと、緊急事項でもありませんし聞きたいんですが、いかがですか。

○藤原委員長

どうぞ。

○佐藤委員

よろしく願いいたします。子ども手当なんですけれども、今月30日で申請締め切りになるんですが、二、三日前の大きな新聞も書いていましたけれども、まだ本市においては未申請の人はいるんですか。

○但木こども福祉課長

実際の数は把握しておりませんが、まだ申請されていない方はおられると思います。

○佐藤委員

これは、今年度だけは9月末まで申請すれば4月1日時点での支給対象者にはまとめて支給されるという制度のようです。ですから、私の知っている人も8月末に慌てて申請をしていましたけれども、今まで児童手当をもらっていない人とか、あるいは中学校2、3年生の子供を持っている人にはこの申請がぜひ必要だということでもありますので、もらえなかったということのないようにきちんと申請をしていただくということが大事だと思うんですが、その手だてはどのようにとっておられますか。

○但木こども福祉課長

委員のお話にありましたように、9月まで、今月いっぱいまで申請をしていただきますと4月からさかのぼって受給されるというふうなことで、その手続が必要な方は、昨年まで児童手当を受けていなかった方、というのは所得制限があって受けていなかった方なのですが、そのほかに中学校2年生、3年生のお子さんを持つ方ということで、その方々が9月30日まで申請をしていただくということですので、その点につきましては市のホームページにも掲載しておりますし、また、現況届けの提出ということでは9月号の広報紙にも掲載してございます。

○佐藤委員

子ども手当をもらうような方々、若い人たちが多いのかなというふうに思います。ホームページなんかもちよこちょこ見ているんだろうというふうに思います。私の知り合いの8月末に請求した人も、ホームページを見てわかったというようなことで慌てて申請をしていましたけれども、遺漏のないように皆さんに行き渡るようにしっかり広報周知を徹底していただきたいというふうに思います。終わります。

○雨森委員

第1点は、資料の7の20ページの6ですね、第1点。第2点は、資料7の24ページです。交通安全。

第1点の方から申し上げまして、友好都市交流推進事業という中で、まず最初に太宰府の方から申し上げますが、太宰府の政庁まつりが行われ、宮城産のお米とか物産の販売が行われたというふうに書いてあるわけです。逆に、太宰府の方が多賀城へおみえになって何かそういう物産の交流販売とかそういうことがあったかどうかお尋ねいたします。

○佐藤商工観光課長

太宰府から直接人はいでになりませんでしたけれども、太宰府市観光協会の方からあやめまつりの際に、塩梅ラーメンというものと、あと太宰府の清めの塩ですね、紅白の塩の販売を委託されまして、あやめまつりの会場において販売しております。

○雨森委員

私も数年前に太宰府まで出かけましたが、多賀城の方から太宰府の方にも議員あるいは行政の方、あるいはまた議員の方々も視察等々に出かけております。また民間の方もそして数十名いらっしゃって、ところが、なかなか先方さんから物は届くけれども、心の、人間の足跡がなかなか見えないようでありまして非常に寂しい思いがします。やはり何かの多賀城の行事を通じて、ぜひ多賀城を理解していただくためにも、一人でも多く民間の方を踏まえて多賀城に御案内できるような、これから交流、民間交流というものを踏まえてお考えはあるかどうか一度お聞きいたします。

○片山地域コミュニティ課長

お答えいたします。

多賀城市の方から市民政庁まつりの方に行きまして物品を販売したりとかいろいろやっているんですが、それは、将来的には多賀城市のものがそうやっているいろいろ売れるということが一つはいいかなという部分はありますが、まずはやはり多賀城を知ってもらうということが一つの大きな目的でございます。

実際、これは残念なことですが、太宰府市と多賀城市を比較した場合にその知名度はもう明らかに差がついております。そういう意味では、スタート時点、友好都市を結ん

だ時点からはやはり先方とこちらの方の温度差といいますか、考え方が違うことは当然あると思います。私たちはやっぱりまず多賀城市を知っていただくということ、そういうことで市長もみずから行きまして、政庁まつりのステージをお借りして多賀城市を PR したり、あるいはブースをお借りして、そこで直接宮城県産の米を特別価格で販売したりとかあるいは多賀城市の物産を販売したりとかということをやっているんですけども、例えば小さなことかもしれませんが、そこに来た方々が、例えば多賀城って宮城県だよねというその一言があったりとか、多賀城のものは買わない。何でだと言ったら、うちの方のソフトバンクホークスの敵の楽天の本拠地だから買わないとか、そういうようなお話とかがあると、あ、多賀城のことをこうやってわかってきてくれているんだなというふうに非常に嬉しく思うところもあります。また、多賀城市の、前の日、ちょうど歌枕殺人事件というドラマがあったんですけども、きのう見たよという方もいれば、全然多賀城って知らないんですけどもどこから来たのと、いろいろやっぱりさまざまです。そういう意味では、行ったことよっての波及効果ってたくさんあると思いますし、たまたまですけども、市長がこの間行ったときには福岡のケーブルテレビが取材に来ていまして、その取材も受けました。それも放送 30 分番組の中で紹介されたりと、小さな積み重ねの中で多賀城市を PR していければいいのかなというふうに思っていますので、そういう意味では、まず基本は、いろいろな形を変えながら、まず行政側でやれることは多賀城市を PR していくということ、そしてそれらとあとも民間の方々でできる交流というのと一緒にやってやっぱり考えていければいいのかなというふうに考えておりますので、ぜひ議員の皆さんも多賀城市の PR ということで御協力いただければと思っています。

○雨森委員

では、太宰府に関して、来年は多賀城市制 40 周年記念、再来年はたしか太宰府の市制 20 周年ですか、かなりまだ浅いんですね、太宰府もね。そういう行事が行われるというふうにちょっと聞いておるんですが、そうでなかったですか。そういったことで、やはり太宰府の方でもいろいろとお祭りに関していろいろな行事が行われると思いますので、また多賀城市から、来年でなく再来年ですか、たしかそういうふうに聞いておったんですが、多賀城市からも出かけると思います。いずれにしても多賀城市は来年市制 40 周年でございますので、その記念行事の中で太宰府さんにもぜひ民間の方々に来ていただいて、遠の朝廷・多賀城市ということ PR していただきたい。そういったことも踏まえて太宰府はよろしくお願いいたします。

それから、奈良の方でございますが、ちょっとこれ数字の間違いでしょう。奈良市と交流都市の締結が平成 21 年 2 月 6 日になっております。たしかことしは 22 年だと思っておったんですけども、上の方に 21 年とお書きになってそのまま 21 年になったのかなというふうに思うんですが、いかがでございますか。

○片山地域コミュニティ課長

たびたび大変申しわけございません。22 年 2 月 6 日土曜日に開催してございます。

○雨森委員

というわけでありまして、奈良の方もやはり議員交流ということでたびたびいろいろな形で行政視察で出かけております。まだ奈良とも締結して日も浅うございますので、なかなか奈良の方の動きというのを見えないわけでありまして、8 月、この間お邪魔した際にも前議長の橋本さんにも、ぜひ前議長の立場から奈良の方にお越しいただけるような後輩の人たちに声をかけてくれというようなことを話しておったんですが、今後、奈良との交流を担当課長、どのようにおやりになるのか一言お願いいたします。

○片山地域コミュニティ課長

今後の交流につきましては、基本的に奈良市も太宰府市とか天童市とかと同じようにまず多賀城を知っていただくということで、いろいろな、例えば人と物との交流ということだけではなくて、例えば多賀城市の市民の方々が奈良市とのかかわりの中でやはり改めて多賀城を知っていただくとか、そして多賀城市に誇りを持っていただくとか、それから、2月に給食なんかを提供してきましたけれども、ああいう形の教育の場面であるとか、それから、いろいろなほかの部門でも奈良市とのいろいろな交流を持つことによってやはり多賀城市の行政運営の中で参考になるものはたくさんあると思いますので、我々の方としてはそういうふうな形にも考えておりますし、またもう一つは、できれば観光面でも多賀城市側の方にもたくさんの方が来ていただくような仕掛けも、少しずつ少しずつ多賀城を知っていく中でやっていければいいのかなというふうに考えております。

○雨森委員

ぜひ焦らずこつこつと行政の交流、あるいはまた民間から、そしてまた我々が一つでもきめ細かく、未永く交流を持って、本当に多賀城と奈良が、あるいはまた太宰府が兄弟であるような関係を築いていくということが非常に、今課長がおっしゃったけれども、大事なことだと思います。この質問はこれで終わります。

次、資料7の24ページ、先ほど申し上げましたが、交通安全啓発活動状況の中でございます。この間、委員の方からも御質問がありまして、自転車の事故の件数等、塩釜署で把握しておられるかというような話もございまして、私の聞いた範囲内ではそれはないというふうに回答をお聞きしておったんですが、その中で、けさもテレビ等で放送されておりましたが、それ以前からもございますけれども、自転車の事故が非常に多いんですね。非常に悲惨な事故になっております。自転車事故です。加害者、被害者の立場です。被害者の方が半身不随とか、とにかく杖を持って歩くしか仕方がないとかということで、そういう状況におわれて、この加害者が未成年者の場合、13歳とか12歳とか、この場合には賠償ということができかねませんね。その際に加害者の親がかわって払わなければいけないかということになりますと、法律的には払う必要はないんです。払わなくてもいいんです。あとは人道的なことでありまして、ただ、被害者の方は10年間損害賠償を請求できるという、法律ではそのように言われておりますが、そうすると12歳の子供が22歳のときになって初めて賠償の対象になるということでございますので、10年間生活するという事はなかなかできないということで、お互いに大変な生活になってしまうというようなことを言われております。

そこで多賀城の場合、今、自転車というものに対して、去年あるいはまた以前にどのような取り組み、講習をなさってきたのか。そしてまた、これからは非常に緊急なことから、その取り組みについて伺いたします。

○鈴木交通防災課長

自転車の関係でございしますが、私も自転車に結構乗りますけれども、見てみると、確かにルール無視というんですか、そういう通行が多いようにも私も感じております。それらをすぐになくすというのはとても難しいことで、近道はないというふうに私本人は考えております。これまでも自転車に絡む交通安全教室とかやってきているわけですが、やっぱり以前からずっと継続して交通安全団体の活動なり、それから指導隊の交通安全教室なり、そういうものを地道にやって少しずつでも減らしていく方法しかないのかなというふうに今は感じております。

なお、自転車に絡む交通安全の関係としては、交通教室の中で、高齢者あるいは小学生以下のそういう施設の中で取り組まれておりますし、指導隊が毎月1日と5のつく日に出ていますが、ほかにも出ますけれども、その中で毎月15日は特に自転車の走行に留意した指導ということで、そういう目標を持ってやっております。

○雨森委員

15日というと明日ですね。それでは次に、なぜこういうことを申し上げたかといいますと、今、高架の工事をやっております、左手にオービルですか、ちょうど生協さんのカーブのところですね。五差路ぐらいの道がありまして、細い道を上がっていきますと文化センターに近い道、五差路になっていますね。あそこを早朝通勤される、通学の子供なんかあの坂道を猛スピードで突っ込んでくるんですね。これはまさしく当たったら死んでしまいます。そういう方が二、三人必ずいるんです。本当に非常に危険きわまりないといいますか、とにかくなぜそんなに、30キロ、40キロぐらい出ているんじゃないですか。そういう方が現にあるんですね。だから、何かやっぱりそういった、月に1回でもいいからお立ちになってちょっと注意していただけるような方法もあるんじゃないかと思うんです。本当に危険きわまりない。学生もいます。しかし、家庭の主婦もいます。すごいスピードで来ますから、もう当たった人も当てられた人も吹っ飛んでいくと思いますから、そういうことで、ぜひ、ときにはそういった方をチェックしながら、同じ人がやっているわけですから、毎日、注意していただければありがたいと思います。

もろもろ踏まえて、これは国の政策でもあると思うんですけれども、自動車と同様に自転車にもやはり保険制度をやっぱりきちとしたことをやっていかないと、事故が起きたときこれはもう本当に加害者は泣き寝入りというのが非常に多いんですね。これは国の制度でもあり、いろいろあると思いますけれども、踏まえながら、ひとつ今後とも自転車の指導をよろしく願います。終わります。

○板橋委員

けさいただいた資料なんですけど、これ平成21年度の市債の借り入れだけ掲載されているんですが、私は平成21年度までの207億と言った記憶があるんですが、間違っていたら、テープ起こしてもらえないですか。やっぱりもう少しその辺よく聞いていただかないと。

それと、No.7の21ページの7の(2)の産業の創造でもって企業誘致。これについて、市長が一本柳に工場誘致のためにトップセールスを行っていくというふうな形で議会等でたびたびお話しされているんですが、その辺で、どのようなトップセールスを21年度に行っていたかそれをお聞きいたします。

それと、7の25ページの防犯対策に要する経費。LEDの街路灯、東北電力から寄贈されましたね。それで、栗原市でLEDの受信障害等が起きているというような形で、今後このLEDが徐々に東北電力の方から寄贈されるんだったら、その辺の電波障害に対して何ら問題がない器具なのかどうか、その辺を御確認したいと思います。

あと一つが、No.20、ちょっと前に飛びますが、6の友好都市の件に関してですが、太宰府、去年、多賀城のある程度名産というような形でお米を持って行って販売されたんですが、その後、どのような販売後のよい話があったのかどうか。ことしも太宰府に行かれるのか。行った場合にどういうふうな形の企画をしているのか。その3点願います。

○藤原委員長

資料について、回答……。

○板橋委員

それもですね。

○藤原委員長

資料については、財政経営担当補佐。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

きょう追加で提出させていただいた資料につきましては、昨日、確認したところ 21 年度というふうに私とらえておりましたので、21 年度借り入れ分ということで用意させていただいたところでございます。具体的に何年から何年まで御必要なんでしょうか。

○板橋委員

今決算審議しているのは 21 年度ですよ。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

はい。

○板橋委員

それまでの地方債の借り入れ先の一覧表というふうな形で、平成 21 年度 207 億 8,443 万 4,721 円の借り入れ先と言ったような記憶あるんですが。間違っていたら訂正しますので、私、あとテープ起こしてみます。以上です。

○藤原委員長

板橋委員の意向に沿った資料を再度出していただくということで、よろしくをお願いします。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

用意したいと思います。

○藤原委員長

それから、トップセールスの件は、プロジェクト推進担当補佐。

○小野市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

ただいま委員から御質問のあった資料 7 の 21 ページの工の企業誘致の欄で、市長のトップセールスというふうなお話でございました。21 年度実績といたしましては、ここに記載の宮城県企業立地セミナーの開催で東京と名古屋にそれぞれ市長が行ってまいりました。それから、みやぎインダストリアルツアーということで、在京企業に対して宮城県で行うインダストリアルツアー、つまり工業誘致のための各団地の方を見ていただくというふうなツアーと、各市町村の工業団地を紹介するというふうなツアーにも紹介していただいてトップのセールスを行っていただきました。ことしこの夏、東京のセミナーがございまして、その際、市長にもトップセールスということで、私どもといたしまして、つまり多賀城市といたしましても、良好な関係を維持してぜひとも立地を実現させたいというふうな企業、そちらの方に行って市長の思いを伝えていただきました。その企業とは鋭意今もお話を継続させていただいているというふうなところでございます。企業名につきましては、企業の法人活動もございましてここでのコメントは差し控えさせていただきますが、

今後とも市長のトップセールス、そして私どもの工業団地のアピールということで鋭意努力をしてみたいと思います。以上です。

○鈴木交通防災課長

LEDの防犯灯の関係でございますが、板橋委員おっしゃるように、現在のところ、初期投資がちょっとかかりますがコストが大分安いということで、どんどん全国的に入ってきているようでございます。おっしゃられるとおり、東北電力さんからの寄贈防犯灯、今年度からLEDにいただきました。栗原市の電波障害については報道等で承知しておりますけれども、何かほとんど取りかえたというふうなことで聞いております。今後のことにつきましては、大分そういう機種でないように開発されていくとは思っておりますけれども、その辺に十分に気をつけながら導入を図っていきたくと考えております。

○佐藤商工観光課長

昨年、太宰府で米とお菓子等を販売してまいりましたが、その際に注文書を一緒に入れて、もしよろしかったら、おいしいと思われましたら御注文くださいというようなことで注文書を入れてまいったんですが、残念ながらこちらの方に注文はいただいておりませんでした。ことしにつきましては、同じくことしお米をまた持っていきたくと思っております。昨年持っていったお菓子につきまして、やはり太宰府にもそれなりのお菓子があつてなかなかお菓子の売れ行きというのは向こうでは難しいかなと思つたので、東北は米どころということで、ことし米に絞つて持っていきたくと思つております。

先ほど地域コミュニティ課長の方からも御説明申し上げましたが、米の消費拡大を図るということはもちろんあるんですが、太宰府の方々との交流を図るために東北の米をまず食べていただきたいということで、もちろん注文をいただいて、こちらから米を売れるということはさらに喜ばしいことだと思うんですが、まず米どころの米を食べていただきたいということでの交流を目的に米を販売してまいりたいということで考えております。

○板橋委員

トップセールスの件なんですが、去年からことしにかけてセントラルが大衡に工場を建てましたね。その用地というのが平米1万5,000円前後ですね。多賀城の一本柳を造成して工場誘致までした場合、幾らぐらい費用が高んで、平米当たり幾らぐらいの上がりになるのか、ちょっとそれも参考にお聞きしたいんですが。去年は工場立地というのは、新聞記事で見ると過去最低というような形で、東北でも45%の減となっているような現実でもって、やっぱりそれは価格が安い、工場立地した条件がいい場所だったら、はいというふうな形で来ていただければと思うんだけど、その辺のアクセス等の面に関してだつてまだまだ整備しなければいけない面があるものですから、やっぱりその辺を並行して進めるような企画にしていきたいと思つています。そうしたら、前にお聞きすれば、お客さんがついたらオーダーメイド方式で行っていくということになればいつになることかわからないものですから、やっぱりその辺ももう少し本腰を入れて計画を立てていただきたいというのが私の意見でございます。

あとは、LEDに関しては、やっぱり機種の交換されないような、むだな費用がかさまないような形で、十二分にその辺も精査して、夜道明るいように、安心・安全というのが多賀城のうたい文句になっておりますので、その辺も十二分に心がけて今後街路灯の整備を行っていただきたいと思つています。

太宰府の件なんですが、もう御存じのとおり米余り現象で、ことし60俵で8,400円と新聞等で報道されております。8,400円というと30キロで4,200円。太宰府まで宅急便でや

った場合、幾らかかりますか。そういう場合、着払いでやるんですか、元払いでやるんですか。九州だって米どころですよ。九州のブランド米だってあるんですが、宮城県もブランド米あるけれども。やっぱりその辺で日本全国で米つくっていて、ことしは豊作だ、ここに来て天候が悪くて平年作になるといったって、現にまだまだ米の消費が少なくなっておりますので去年の在庫を大分抱えています。そういうふうな世の情勢等というのもあるんですから、もう少し喜ばれるような多賀城の物産というふうな、名産というふうな商品をお持ちして、太宰府に行って喜ばれるようなことを企画したらいかがでしょうか。その辺、太宰府の件に関してもう一度お話をお聞きます。

○藤原委員長

回答は3番目だけでいいということですね。太宰府だけね。

○板橋委員

すみませんでした。企業誘致の件。二つです。

○藤原委員長

わかりました。プロジェクト推進担当補佐。

○小野市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

ただいまの御質問でございますが、まず造成費用に関しましては、事業手法によって大幅にその造成費用が異なります。区画整理方式を採用するのか直接の開発方式を採用するのかで10億単位の額が違ってきますので、いろいろと今はその事業費については精査を進めているところです。分譲価格でございますが、5万円台を予定していろいろ検討しているところでございます。

そして、今後の企業誘致の取り組み方針でございますが、まず、今企業の新規の投資というのは経済産業省の方の情報によれば、昨年度実績で前年比約47%の大幅な減少になっている。これは事実だと思います。しかしながら、確かに工場立地を進めている企業もございます。それは、なぜ工場立地を進めているところを分析すると、分散している拠点の集約による業務効率化、それから物流コストの軽減に対応している、そういうことから考えてみると本市の強みは、まずは国際貿易港である仙台港に近いというふうなこと、それから高速道路、あとは鉄道等の物流等に特にすぐれている点が挙げられます。また、企業は事業活動を今後50年のスパンで考えたときに、景気が後退して価格が下落している今が絶好の機会というふうにとらえている企業も存在いたします。そうしたところで、私たちは、このような企業の皆様へ地理的利便性のよさと、あとは物流コストが軽減できるよと、そういうふうな点を強く働きかけて今後とも企業誘致に邁進してまいりたいと思います。以上です。

○佐藤商工観光課長

委員から御指摘の点につきましては、重々私どもも承知しているところでございます、もちろん九州にも米はございますし、多賀城のものを何を持っていったらいいのかということで私どもも大分ちょっと苦心をしているところでございます。お菓子については、昨年も持っていきましてけれども、なかなかやはり向こうにもおいしいお菓子がある。例えばそのほかに梅干しやみそとかこちらのものもあるんですが、みそはやっぱりその土地柄によって味がやっぱり好みが違うとか、そういう問題があつてなかなか向こうに行って喜ばれるものとなったときにちょっと選びあぐねているといったような状況がございます。

そういった中で、確かに九州の方は米どころではございますけれども、東北の米は一般的にはとてもおいしいという定評がありまして、特に九州の方というのは、食べるお米というのは、東北の米というのは流通上あちらにまで回るということはほとんどないそうです。そういった意味で東北の米を食べていただきたいと。今回、販売拡大というよりも交流を目的にということでございますので、そういった意味で東北のお米をお食べいただきたいということでございます。

なお、委員御指摘のとおり、向こうにもっと喜ばれるものということについては今後いろいろ考えてまいりたいと思いますし、また、私どもで観光協会で販売しておりますおもわく伝説についても持っていききたいなといったところがあったんですが、あちらについては、酒類販売免許の関係がありまして税務署等の許可がないと売れないということがありまして、そういうできるものからちょっといろいろやってみたいなとは考えております。

○板橋委員

確認だけですが、5万円というのは平米ですか。

○小野市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

失礼しました。平米でございます。

○雨森委員

先ほどちょっと数字であいまいなことを申し上げました。太宰府ですね、平成24年で市制30周年記念ということでございます。それで、奈良の方の情報だったと思いますが、24年に太宰府の方も30周年記念ということで、事業として大々的におやりになるようだというふう聞いておりました。今の板橋委員の話、お米、プラス、お祭りには何か違ったものをぜひ手にしていただければと思います。以上です。

○藤原委員長

以上で1款から第3款までの質疑を終了したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

- 歳出質疑 第4款衛生費～第9款消防費

○藤原委員長

次に、第4款衛生費から9款消防費までの質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

○柳原委員

資料4の62ページの新型インフルエンザと、あと資料7の95ページの職業相談室についてお聞きします。

昨年、新型インフルエンザが流行しまして、ワクチンがなかなか製造が間に合わなくて大変だった事態がありましたけれども、インフルエンザの接種率とかがわかりましたらちょっと教えてください。

○紺野健康課長

昨年の新型インフルエンザの事業でございますが、接種率というお話でございますが、委員おわかりのとおり、途中で優先接種以外に全国民が接種できるという形になりましたので、接種率自体については把握しておりません。というのは、私どもの方でやった事業は

あくまでも助成事業なものですから、助成対象者の人がどれだけ受けたかというのは、医療機関の方から資料が最終的に支払いに回ってくるということもあって数字の確認はできるんですが、そもそもこちらの方で助成対象としておらなかった方々の人数までは把握する形にはなっておりません。したがって、申しわけないんですが、接種率というのは現時点では把握しておりません。

ただ、助成事業として実施した分について若干回答させていただきますと、このインフルエンザ助成事業につきましては、見込みが、全額助成も一部助成も全部ひっくるめてですけども、全部で約2万4,000人の方。2回接種ということなものですから、実人員に直せば1万2,000人程度ということになるんですけども、延べ人員で約2万4,000人の方を見込みました。歳出といいますか、結局支払いに回ったのが約7,200人でございます。したがって、助成事業として行った接種率ということになるとおおむね30%前後というふうな数字が出てまいります。以上でございます。

○柳原委員

わかりました。ことしは新型インフルエンザとは言わなくなると思うんですが、ことしのインフルエンザの予防接種というのは、どういう形になるとお考えですか。

○紺野健康課長

今年度の新型インフルエンザ事業に関しましては、ちょっと予防接種法の改正が何か国会の関係で進んでいないということはあるんですが、基本的に今来ているのが、10月1日から国の事業として新型インフルエンザの接種事業を実施するというふうに聞いております。

形態としては、去年は高齢者向けの季節型インフルエンザと、それからまさに今お尋ねありました新型インフルエンザと別々の接種という形になったわけですけども、今回は10月1日から接種する分については3回ワクチン、要は三種混合といった方がいいんでしょうか、季節インフルエンザはもともとA型、B型と二つのワクチンが入っています。1回で2タイプの季節インフルエンザを予防するというような形のワクチンなんですけれども、それに今回は新型インフルエンザワクチンを足して、3種類のワクチンを1回で打てるという姿にするというふうに聞いております。以上です。

○柳原委員

わかりました。季節型インフルエンザの場合、自治体によって料金が違うということが、なんで違うんだという話とかが出されたんですけども、多賀城市としてはもうちょっと料金を安くするとか、そういう助成をふやすという方向では考えていないでしょうか。

○紺野健康課長

今の御質問につきましては、これまでもお尋ねあったわけでございますけれども、4,000円の接種費用というのは2市3町、前にもお話ししましたけれども、塩釜医師会管内で統一した値段といいますか、共同歩調で医師会と調整した結果の値段でございますので、まず、そもそも大枠自体を崩すというのは、なかなか医師会さんとの交渉ごとにもなりますので難しいところがあるのかなと。自己負担を減らすという部分につきましても、2市3町足並みそろえてやっているというところもございまして、これもなかなか難しいというところがあると言わざるを得ません。以上です。

○柳原委員

わかりました。

では、次、7の95ページの職業相談室に関する費用ですけれども、昨年来、職業相談室の利用者が大変ふえているという報告がありましたけれども、それと、あと説明の中でワンストップサービスもこれから考えていきたいということがありましたけれども、このワンストップサービスについて、もうちょっとこういうイメージというのがありましたら聞かせていただきたいんですけれども。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

ワンストップサービスをやるということで決定しているわけではございません。生活保護の、近隣のハローワーク塩釜の管内の市町で協議会をつくりまして、これはハローワーク塩釜の音頭でそういう形で協議会を設置したわけですが、その中でワンストップサービスの実施の可能性についても協議するという御説明申し上げているわけですが、ワンストップサービスとはどういうものかということの御質問だと思いますけれども、ちょっとその概要を申し上げたいと思います。

例えばワンストップサービスとなりますと、自治体の生活保護担当の方とか、あるいはいろいろ貸し付けとかそういった関係を担当している社会福祉協議会、そういったところの関係機関が一堂に会しまして、その1カ所、設置した会場にそういったことを必要としている方々がおいでになって、あちこち回らないでその場で用を足せるというふうな、簡単にいいますとそういうふうな制度でございます。よろしいでしょうか。

○柳原委員

私の問題意識は、職業相談室が大変混雑してしまっていてなかなかパソコンで検索するのも順番待ちのようなどころがあるということと、あと、相談に行った方が、今いろいろな失業者に対するセーフティネットでございますけれども、例えば職業訓練を受けた場合に生活費が支給されとか、あるいは住宅費の補助が出るとか、いろいろなさまざまな制度があるんですけれども、そういう制度を活用したいと思った場合にこの職業相談室では手続きできないと、塩釜のハローワークまで行かないとそういう手続きできないということがありまして、ワンストップサービスというのはそういうことも1カ所で行えるようになるのかなと、そういうことをちょっと考えたものですから今お聞きしたわけなんですけれども、例えば職業相談室に福祉課の職員の方が行って相談に乗ってあげるとか、そういうことが考えられないかなとか、失業して職業を探していらっしゃる方に対して、例えば県の福祉資金の案内をしたりとか生活安定資金の案内したりとか、そういうきめ細かなサービスがなんとか市で考えられないかなということでちょっとお聞きしたんですけれども、今、そういう何か考えられる方策というのはありますでしょうか。

○佐藤商工観光課長

今御質問いただいた件につきまして、今の職業相談室で人数が現在4名で対応しているわけですが、委員御指摘のとおり、すべてのハローワークの業務をこなしているというんですか、やっていない部分もあるのかと思います。その辺については今後ハローワーク塩釜とも協議する中で、業務の拡充がどの程度できるのかとか、そういったことの要請は今後してまいりたいと考えております。

○深谷委員

私からは、2点まずお伺いしたいと思います。

資料 7 の 110 ページ、単独事業費の、先にちょっと確認したいんですが、黒い枠の道路改良工事 15 件の中の枠の一番下、高橋 3 丁目区画線斜線分離標設置、これは、よく事故の多かった高橋のセブンイレブンのところの工事の件なのかということをもまず 1 点お伺いしたいと思います。

○鈴木道路公園課長

一番下の欄の高橋 3 丁目複線と斜線分離につきましては、山王高橋線の変則的なカーブがございます。信号機があって交差点が広がっている部分の場所でございます。

○深谷委員

ちなみに、あそこのセブンイレブンの部分の道路の部分の部分を青く舗装していただいた。あれというのはどちらになりますか。ここには書いてないんですか。書いていない。その道路の部分で、それ、工事として安全の対策としてやっていただいたんですが、あれをやった結果、事故がまだ一度も起こっておりません。ということで、やはりあれの効果というのは、七ヶ浜の方で一度何かやられたということで、あとは田子から新田の方に抜ける道路のところでもあの水色の表示を道路にしたところ事故がなくなったということで、あれの効果というのは大変絶大なものがあるなというふうに思います。そこで、やはり起こってから起こらないようにすることも大切なんです、それが起こり得るだろう交差点、交通量の多い場所、また小学生の通学する通学路に当たる場所、そういった部分で起こり得るかなという部分、あれをやってもらうのに 30 万円か 40 万円ぐらいのたしか御予算で、白線の引き直しのとくに合わせてたしかやってもらったような記憶があるんですが、あいつたこと、今度は白線の引きかえですとか、とまれとかの標示の書きかえのときに、危ない交差点になるだろうというような場所はもうどんどんあの工事をして、交通事故の未然に防止する策として大変有効かなというふうに思いますので、ぜひ前向きにやっていただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○鈴木道路公園課長

まず、委員から御指摘のあった部分でどこに入っているんだというふうな部分につきましては、資料 7 の 108 ページの部分の道路維持補修に要する経費、こちらのトータル金額決算額で 7,963 万 9,192 円と記載してございますが、こちらの方に書いておる予算の方でさせていただいたということになります。

あと、御指摘のありましたように、市内の交差点であって事故が多発している部分とかにつきましては、交通防災課の方と連携をとりまして、早速今月も 1 カ所増設するというふうなことで、警察等とも協議させていただきまして実施をしていくというふうな方向でやってまいりたいというふうに考えております。

○深谷委員

そのときに、ひとつ地域の住民の方から、高橋でやっていた際にも子供が寝れないと、がたがたという音がするのでということが一つございました。やはりやって安全でいいことと、やはりそのデメリットの部分で地域住民の方にそういう声が出るかもしれない、長い目で見ればやはりやってしかるべき方策かなというふうに思いますので、そういったことの地域の住民に対する周知の方も合わせて一緒によろしくお願ひしたいと思います。回答は要りません。

それから、126 ページ、災害対策に要する経費の部分でございます。(3)の平成 22 年チリ沿岸部を震源とする地震対応に係る経費ということ、避難所が開設されたわけでございますが、避難所の開設を受けて、津波警報が発令されて、避難所が開設されて、さまざま課

題はあったと思いますが、そういった課題について、避難所の運営のマニュアルの方も作成しているようでありましてありがとうございました。改めて、実際の訓練を受けて、あれから大分期日がたったわけですが、防災の課長もかわられて、こういった引き継ぎを受けて、今改めて避難所にはこういったものが必要だとか、そういった部分の検証というのはどのように行ったのでしょうか。

○鈴木交通防災課長

3月に今おっしゃられたとおり避難所マニュアルを作成配布いたしました。今おっしゃったとおり、突然何か本番が来たというような感じの災害だったというふうに大きくは聞いております。いろいろ資機材だったり、それから食料だったり、そういうものの不足だったり、配布の仕方が余りスムーズにいかなかったりとか、そういうことも聞いております。それから、避難者数の関係もあるんですけども、避難して、解除になっていないのにぞくぞくお帰りになったという事実もあるようでございますし、最近の新聞でも仙台とか塩竈でアンケートの結果が載ってございましたけれども、1回予想した時間に来ないと大丈夫だと思って帰ってしまうというような、ちょっととりとめのないことですが、そういうようなお話を聞いて、やっぱりその辺は、なかなか難しいところではあります、地道に啓発していくしかないのかなというふうに感じております。

○深谷委員

その啓発の部分についてはとても大切なことで、やはり避難所、僕もそのとき全部回らせてもらったんですけども、これしか最初の時点ではないのかなというふうな感じでした。避難所の中でその方々といういろいろお話しする中で、天真小学校は大変暖かかったです。ストーブもたくさんあって。体育館の大きさもある程度多賀城小学校よりは小さいのかな。多賀城小学校に行きますと、東小ですか、ジェットヒーターがたしか私が行ったときは二つ角においてありまして、その回りに何人かが座られていたということで、まず冬に、今回は津波でしたが、これ地震が来た場合の暖房器具関係というのは大変重要なのかなと。それと同時に、避難されていた方が少なかったから足りていたような感じもするんですが、体育の授業で使うマット、あれが、直接床に腰をかけるのではなくて、シートでやるのではなくて、それだと芯から冷えてしまうので、そのマットの上に座られていた方が高齢の方ですとかそういった方がいらっしました。ですので、そういった情報提供のラジオを自分で持ってきた人もいれば、テレビがなく携帯で見ていた人もいるし、改めてテレビというものも情報提供で安心させるツールとして必要なものなのかなというふうに感じました。

ですので、やはり実際に避難所を運営してその中で得た経験をもとに、今まで備蓄されているカンパンですとか毛布というものはこれ絶対必要なもので、それ以外に、実際に起こったときに必要なものが見えた部分というのが多数あると思いますので、やはりそういった部分を、本当に先ほど課長がおっしゃられたようにいつ来るかわからないので、そのいつ来るかわからないものは、確かに予算もあるんですが、予算よりも人命だということを考えればそういった部分の、お金をかけなくても、あったら学校から持ってくるとか、そういった部分をすぐに行動、連絡とれるような形を徹底して、本当に宮城県沖地震の有事の際に備えていただきたいなというふうに思いますので、改めて備品のリストの更新をするなり何をするときにそういった部分も検証してやっていただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○鈴木交通防災課長

全くそのとおりだと思いますけれども、今後、この間の経験をもとに必要なものをチェックしながら、少しずつではあるかと思いますが、備えつけていきたいと思います。

なお、二、三申し上げますと、例えばマットがあった方が暖かいというのがございますが、この辺だと例えば段ボール会社から段ボールを協定でいただいて、段ボールをちょっと敷いただけでも大分違うということで、この間の6.13のときにも体育館でそういうこともやりました。それで、ラジオはそのチリ地震を契機に避難所の分全部、予備費充用の中で購入しております。それらも含めまして、今後いろいろと起きたときに十分に対応できるように考えていきたいと思っております。

○深谷委員

今のお話の中で、地域防災リーダーの育成講座がございますね。また22年度も開催、もう一度ぐらいあるんですかね。やはりそういうときに、地域防災リーダーの方々の市民の方々の活動した声もそういった部分に反映させていただくと、こういった方々のより活力にもつながるのかなというふうに思いますので、ぜひこういった方々のお話も受けて、また再度の見直しということで、よろしく申し上げます。

○藤原委員長

2時15分まで休憩といたします。

午後2時04分 休憩

午後2時15分 開議

○藤原委員長

議事を再開いたします。

○伏谷委員

最初に、資料7の98ページの園芸施設のビニールハウスの件が1点と、それから、資料同じく7の128ページの消防の現在の団員数の実績と計画というところ、2点でございます。

まず初めに、ビニールハウスのこの補助事業なんですけれども、ことしもゼロということなんですけれども、これはあくまで農業従事者の方がビニールハウスをとということでの申請があってからということのお話になるかと思うんですけれども、それでよろしいでしょうか。

○狩野農政課長

お答え申し上げます。

ビニールハウスの補助金につきましては、補助の申請がございまして、それからいろいろ審査して補助金を出すというような形になっております。補助金の関係なんですけれども、一応165平米以上で、3,500円以上のものの4分の1というような形で補助しているということでございます。

○伏谷委員

行政報告などで見ても、農政課の方としましては、多賀城の農政に関して必ず報告がある中にはEMボカシ菌肥料の推進と今からの若手の方々の育成ということが出てくるんですけれども、多賀城の場合は以前からどうしても米依存型の農業から何かシフトしなければならない、都市型の近郊農業のあり方を考えなければならないということで、考え方はそのとおりだと思うんですけれども、その中で、やはり農政課としての今後の、ただそれだ

けの大枠だけの話ではなくて、ビジョンと申しますか、その辺の計画というものに関して、このハウスを見越した計画というのは今考えていないのでしょうか。

○狩野農政課長

ビニールハウス設置ということになりますと大体 60 万円ぐらいの費用がかかると。そういう 1 棟建てで 60 万円ということになってきますと結構な費用になってきますので、農家の方々の負担も結構多くなるのではないだろうかと思っております。その上で補助金をということで、4 分の 1 というような形でやっておりますが、今後、もちろんビニールハウスの助成もそうなんですが、今多賀城の中には約 300 町歩の水田があります。その中で減反等がございますので、240 町歩が作付されております。ですが、その残りの 100 町歩の水田のところいろいろな高価な作物といえまあおかしいんですが、米よりも高価なものであるものをこれから作付していただきたいなというようなことで、今その検討をしているところでございます。

○伏谷委員

やはりこの決算から見ると、この辺のところは全然ここ数年変わらない状況ということが一番危惧するのかなというふうに、私、思っております。前を向いていけばやはりいろいろと情報が今入ってきておまして、将来的な展望ではハウス栽培の集積地とか、それを見越していろいろ観光の誘致にもというふうなところがあるので、農政課としてもこの辺のビジョンをしっかりと計画をして、これならどうだというふうなところも提言できるようなアイデアをどんどんつくっていくべきなのかなと。そして、やはり行政とそれから農業従事者の方と、あとは JA の方ですか、やっぱりいつも同じような共通した認識を持ちながら前に進んでいかないと、なかなか絵にかいた餅になってしまうのではないかなと思っておりますので、その辺のところをよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、2 点目でございます。いつもこの消防団員というところの人数のことについてしつこく聞いているような気がするんですが、ことしもこの決算からしますと、186 人の計画で 181 人の実績、充足率も 72%ということではございますが、この辺の分析はどのようにしていますでしょうか。

○鈴木交通防災課長

大変申しわけありません。私、特にまだ分析というような分析、現実にしておらないわけですけれども、サラリーマンが多くなったとか、そういうことが一般的に言われております。それで広報に載せたりしているわけではございますけれども、現実には 21 年度末では 181 人ということになっております。私本人、一番効果があるのはやっぱり団員さんたちの口コミとか地区の役員の方とか、そういう方々に機会あるごとに、団員の方でも、私たちでも口コミでお願いしていくというのが一番効果があるのかなというふうには思っております。

実は、今年度に入りまして 6 人ほど入りまして、きょう現在、今は 187 人になっております。

○伏谷委員

それは多分消防団員も個々一本釣りをして、日ごろだれかに声をかけて、一緒にやっぴこうやというふうな声かけの結果なのかなというふうに思っております。

しかしながら、やはりこの 8 分団というのは、行政区 46 ある中でそれぞれに区分されていると思っております。その中での 8 分団のエリアというところは、やはり多少高齢化している

ころもあると思いますし、入ってくる要因の中ではそういうことも十分に考えられるのであろうかなと。この消防団の拡充ということが将来的にはやはり地域コミュニティの活性化にもなると思いますし、いろいろな多様化した問題に対して対応でき得るバイアスになるのかなというふうに思っておりますので、消防団員の拡充ということはイコールで考えていくべきではないかと。一方、ただ消防団員が不足しているだけではなくて、地域の活性化のためのとらえ方としても団員の拡充を図るべきというふうに思っております。

そして、これは課長にも常々言っているんですけども、その中でやはり意識啓蒙の部分では、消防学校にどうしても行きたいという分団員もおります。過去 20 年間、消防学校には多賀城からは行ってないと。その御説明の中にも、いや、常備の方で対応するというふうなお話もあるんですけども、やはりいろいろなところから来た消防団員がその中で話すことというのも大切だと思います。例えば小学校の子供会あたりで、どこかに夏休みに行きましようと言っても、最近の親御さんはなかなか、あそこに行った、ここに行った、うちは家族で行っているから。いや、これはみんなで行くことの大切さというのがあるんですよということをなかなか今認識してもらえない。その中で、やはりいろいろなエリアから来る方々がそこでのいろいろな諸事情を共有できるような話もできるので、できればそういうふうな機会を、こういうふうにまだマイナスということもありますので、機会をつくっていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○鈴木交通防災課長

そうですね。確かにそういう専門的な学校に行けば、職員も同じでしょうけれども、研修というものを受けて意識が高まるというのは重々予想のつくところでございます。ただ、私、以前にはそういうところに消防団員も行っていて研修してきたというのを聞いておりますが、いつごろから行かなくなったのか。ただ、地元の消防署の教育は受けるわけですけども、いつから学校に行かなくなったのかというのはちょっと承知しておりませんが、恐らく全国なり宮城県なりの消防という全体の中でそういう学校に行くということがなくなったのかなというふうに予想しておりますけれども、その辺、今後もし可能なことであればそのようにしたいと思っておりますけれども、その辺、確認なり研究したいと思っております。

○伏谷委員

仙台市の鶴ヶ谷にある消防学校も何か今移設で新しく下の青年会館のわきにできるということでございますので、それなりの施設も多分拡充すると思っております。そういった意味合いにおきまして、ぜひそのようなことを進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○米澤委員

私からは、7 の健康診査に要する経費の部分と……。

○藤原委員長

何ページですか。

○米澤委員

85 ページです。それから、次ページの 86 ページの女性特有がん検診に要する経費と、それから 89 ページ、88 ページ、これ環境ですね。環境対策に対する経費、環境副読本の関係から質問させていただきます。

まず最初に、女性特有のがん検診に要する経費ということで、一応発送者に対して目標の50%に届かなかったと。私も一般質問させていただいたりしていたのでとても残念だなと。課長の説明の中では、やっぱり受診日が冬場だったということで、なかなかそういったものも届かなかった理由の一つなのかなと思っております。ただ、2市3町でこの受診日というか、受診できるというのは調整できるのは可能なんではないでしょうか。その辺お伺いします。

○紺野健康課長

21年度のこの特有のがん検診の検診日程につきましては、事業そのものが年度の途中から始まったということもありまして、御承知のとおり常にやっている、従来からやっている検診ですね、子宮がんとか乳がんとかという。その日程が2市3町でもう完全に決まっておったわけです。要は、前にも御説明申し上げましたけれども、特に乳がんについては、マンモグラフィー装置という胸のレントゲン装置の数、あるいはそれに従事するレントゲン技師さんとか、そういったもろもろの物理的な問題がありまして、数ふえたからそのまま突っ込むというふうなことで回すことができない状態だったんです。もともと2市3町で子宮がんあるいは乳がん等の検診についてはもう既に組み込まれていた日程があって、その中に後でこの新しい制度が入ってきたものですから、2市3町の間で調整をしました。した結果として、前は子宮がんが10月からで、乳がんについては12月からというような形で、2月27日までの日程を決めたということになっています。ですから、これは私も多賀城だけで日程を簡単に決められなくて、2市3町との調整も必ず入ってきます。それも、常にやっているがん検診の流れの中うまくおさまるように調整するというような形になるので、なかなか調整は大変なところがございます。

ちょっと先走った答弁になってしまいますけれども、今年度につきましては、これも3月30日でしたか、補正で、当初持てなくて補正で計上させていただきまして、2市3町で急遽集まりまして、今年度については打ち合わせが早く、去年よりも随分早くできております。今年度は去年よりももともとの検診期間を1カ月ずつ長くしているということもありまして、去年よりはこの特有の方のがんの方も受診期間がもっと前倒しで、多少3週間とか一月とかその程度ですけれども、期間も長くは設定しております。以上です。

○米澤委員

この子宮頸がん、乳がんに関しては、私の身内がちょうど生保の支部のトップにいるものですから、先日、ちょっとこういう話がありました。昨年に比べて受給というか給付関係がとみに多くなったというお話はされていました。だから、やっぱり自分たち、検診はしている。それはトップに立っての、やっぱり社会で仕事をしている以上は。でも、やっぱり一般の主婦の方がなかなか検診に行っていないのかなというふうな形で、やっぱり市町村でもこれは声を大きくして訴えてって、この間そういったお話がありました。やっぱり私もその辺はすごく思います。

それから、もう一つ彼女が言っていた言葉の中で一番私が驚いたのが、糖尿病なんだそうです。若い方、それも一人親家庭の方が糖尿病。それも40代の方の死亡給付金とかそういったものの件数がすごく増加している。残された子供さんの対応というのが、自分たちは何もできないので、これはすごく残念に思いますということをおっしゃっていました。

私もこの健康診断を受けての結果を健康課の千葉さんにちょうど持ってきていただいて、いろいろな内容等など説明を受けました。私も正直言って、自分でやせられると努力して自信あったんですけども、なかなか直接こういう指導を受けるとまた違うんですね。あ、こういうこともなかなか今まで気づけなかった部分がとか、そういった今までの細かい部分がすごく丁寧に説明を受けてとてもありがたかったなと思います。その辺もひっくるめて、糖尿病関係、若い方にも今ふえているということで、ぜひこれもいろいろな面で訴え

ていただきたいな、それこそ事業の中で伝えていっていただきたいなと思います。このことについては以上です。

そして、環境問題といいますか、出前講座なんですけど、ことしからこれは保育所などに出前講座をやっていますね。この辺について、それから小学校について、どういった内容、もちろん副読本があると思いますが、その内容に沿ってやっていると思うんですが、子供たちの反響といいますか、変わったこととか、そういったものがあればお伺いしたいと思います。

○伊藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

まず、環境出前講座、先日の御説明でも申し上げましたとおり、保育所の児童、そして小学校3年生までというふうなこと、それから、あと4年生以上は地球環境と。保育所から小学校低学年まではごみの分別を主体にした内容で、4年生以上及び市民の方々には地球環境についての講座の内容となっております。

それから、環境副読本を利用いたしました小学校3年生を対象にした授業でございますけれども、これについては、こちら行政評価の取り組みの2の方の16、17ページにも掲載してありますとおり、3年生の各市内の小学校の先生方、学年主任さんとそれから担任の先生と各校お二人ずつ先生方をお招きいたしまして、この副読本の内容等についての子供たちの反響といいますか、大変いい内容であるというようなことで、先生方からはそういったお話をちょうだいしております。以上です。

○米澤委員

近隣の子供たちもその影響か、今、きのうというか、ヤマザワの方で空き缶、アルミ缶をつぶすと何か10個で5円とかなんとかそういう金額が出るんだそうですね。何かそういう意識も大分できているようなので、ぜひもっともっとたくさんの出前授業、環境出前講座というか、そういったものもどんどん広めていただきたいと思います。以上です。

○森委員

まず、資料7の80、81ページは乳児家庭全戸訪問について、それから、83ページは休日診療に要する経費、これ確認をさせていただきます。もう1点は、87ページの犬猫動物死体収集運搬業務委託料。3点、とりあえずお伺いしたいと思います。

まず、妊婦及び新生児訪問指導に要する経費の細目にわたってずっと資料が提示されております。これに関しまして、(8)の食生活改善地区組織活動、81ページになるんですか、乳児家庭全戸訪問についてなんですけど、計画650人について、631人。要フォロー者数が、72名計画で、71名。まずこの辺について、計画を立てられたときの数字、それから実績に伴って71名、非常に近い数字が出て、多分前のデータから追っていったところでの計画が出されているのかなと、妊婦に関してというふうな、これ確認をさせていただきたいと思います。で、その71人に対してどのような方策を施したのかというふうなことを伺いたいと思います。

○紺野健康課長

乳児家庭全戸訪問の計画の650人でございますけれども、これは行政評価の取り組みの方の事後評価の方で、152ページの方にも経年で人数載っております。22年、23年、24年もすべて650というふうな数字が載っております。これは一応私どもの課の方で、1年間の一応目安として650人ぐらいは出るというようなことでこの数字を使っているということでございます。

それから、フォロー者のこの72が71ということで、すごい僅差だったというお話でございましたけれども、これにつきましては、こちらの評価表を見ていただくとわかるとおり、74、71というふうに、前年、前々年の人数の動きを見ておおむね72人程度ということで目安としてつかんだという数字でございます。

もう一つ、71人の方に対するフォローということでございますが、この訪問は基本的に全員の方を対象として4カ月になるお子さんのところの家庭にお伺いするというので、その中で、例えばお母さんの御様子とか、それからお子さんの発育の具合がどうだといったことを保健師なり助産師なりが見て、それでちょっと気をつけた方がいいという人をピックアップした数が71人だったということでございます。

○森委員

うちでも子供が生まれたばかりのとき保健師さんに来ていただきまして、今でもその方がよくわかっておりまして非常に感謝しているところです。多分当時に関しましては、うちもそうなんですが、祖父、祖母等が同居の家庭が非常に多かったと思います。今現在、1割強の方が要フォロー者数というふうなことで、結構高い割合なのかなというふうに思います。この中で、多分母親のフォローが必要だ、それから、もちろん母親のフォローが必要だということは子供のフォローが必要だというふうになるんですが、主に産後うつ等、お母様方が非常に悩まれているところというふうなところの割合。それからあとは、よくわからないだろうかと、第一子であったりというふうなことでまだわからない。そのような区別がされると思うんですが、その辺の割合をちょっと教えていただければ。

○紺野健康課長

具体的に何%、何%という資料は、すみません、持ち合わせておりませんが、報告書は私の方に行ったたびに上がってくるので、それを概括して、自分の頭にある範囲では、フォローが必要な方というのは、今委員がおっしゃったように、産後うつのような方もいらっしゃいますが、あと比較的目立つのは、旦那さんの協力が得られなくていらしているみたいな、そういうような部分もございます。どちらかという、そういう配偶者、もしくは一緒に同居している、その方から見れば父親、母親、子供から祖父、祖母といえますか、そういった御家族の協力がいまひとつ得られないということで悩んでいるというような方も結構いらっしゃるのかなというふうに認識しております。

○森委員

昨日も実は虐待の質問させていただいたんですが、今お話を聞いたような原因、配偶者とうまくいかない、子育てに関してストレスが家庭でたまってしまうというふうなところで、虐待の最近で起こった大きな事件の原因は、いないことにしてしまいたい。要は子供ですね。自分の子供をいないことにしてしまいたいというふうなことがあったというふうなことも伝えられております。ということで、非常に子供がいることによって本当は配偶者のきずなが強くなければいけないと。なかなか私も言えた義理ではないんですが、配偶者とうまくいくことが大事であるというふうなことが非常に大切だと思います。

保健師さんの役割、非常に今は強く、今はというか、昔も本当にありがたかったなと思うので、今はもっともって重いというか、非常にやりがいのあると言ったらいいのか、非常にウエートは大きくなっているなと思います。とにかくこまめにこまめに随分と訪問されているようですが、本当に子供さんの命、あとはお母さんの精神的なフォロー、配偶者の、本当にもう相談、愚痴を聞いたり、あとは相談ごとに乗ったりというふうな内容の方がほとんど多いのかもしれませんが、それも非常に大きな仕事だと思いますので、頑張っているだけのようによろしくお伝えください。以上でございます。

次に、休日診療に要する経費でございます。これなんです、資料4で説明をしていたときに、償還払いの減少というふうなこと、救急センターの利用者が減少しているというふうな説明がたしかあったと思うんですが、ここの数字を見る限りは休日診療受診状況は減ってはいないんですね。平成20年から21年にかけて減ってはいない。小児の土曜日、準夜帯受診状況を見ても減ってはいない。多賀城市についてはふえているというふうな傾向なんです、改めていま一度説明していただければありがたいと思います。

○紺野健康課長

事項別明細の御説明の際に、もし少なくなったというふうなとらえ方をされたんだとすれば、ちょっと私の説明不足だと思います。これも、去年、森委員だったと思いますが、減った、ふえたということでやりとりしたんですけれども、今回のこの休日急患診療の方につきましては、今御指摘のように、資料7の方では人数ふえております。対前年度で休日と土曜日で373人ほど人数的にはふえているというふうな資料になっています。割合でいくと28%ほどふえておるんですが、去年もお話ししましたように、休日急患診療センターについては一定の運用の金額がありまして、それを2市3町で案分する分と診療報酬で入ってくるだろうというふうな分の見合いで事業費全額を組んでおります。予算そのものが。したがって、診療報酬がふえると案分分が減っていくというふうなスタイルになっております。そういう意味で、休日急患診療の方の負担金が減ったということで減なんだというふうな説明をしたつもりだったんですが、そういうことでございます。したがって、休日急患の方につきましては、ほぼ21年度の当初予算の際の診療報酬の収入の倍、21年度は入っております。その分が結局2市3町の方の案分分で全部マイナスになってきたと、払わなくていいですよというふうなスタイルになったということでございます。以上です。

○森委員

よくわかりました。私の多分メモの仕方が違っていたのかなと思うんですが、救急センターの利用者はふえているというふうなことで、まず、この対応についてはありがたいと。負担金は戻ってきたというふうな部分ではありがたいと。いいことであります。また引き続き対応の方をよろしくどうぞお願いしたいと思います。

では、今回の最後に犬猫動物死体収集運搬業務委託料でございます。この中で顕著なのが猫の175頭であります。多分、いまだかつてこんなになかったんだろうなというふうに思います。この資料を見たときに、そういえば野良犬は余り見なくなったなと。そのかわり、ちょこっと関連なので伺いたいんですが、89ページの苦情処理で典型7公害以外苦情が寄せられた内容なんですけれども、ここには野良猫、野良犬等、苦情があったのかどうか。ちょっと関連なので伺いたいと思います。よろしくどうぞお願いします。

○伊藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

まず、犬猫動物死体収集運搬業務委託料の中で、猫の頭数でありますけれども、175で多いのではということではあります、手元資料では、過去14年から統計としておりますが、直近の19年度から3カ年で申し上げますと、19年度が144匹ですか、それから20年度が165匹、それから、21年度のただいまの175匹と。大体150頭前後で推移しているというふうなことがまず第一点でございます。

それから、主要な施策の89ページの2段目の(5)苦情処理の典型7公害以外ということでは21年度では81件とありますが、ただいま委員お話のとおり、例えば犬の鳴き声がうるさいであるとか、御近所ですね。それから野良犬、野良猫にえさを与えて大変個体がふえて困っているとか、あと一番多いのは、ここでは、夏場の近隣のお隣の家の雑草が我が家に伸びてとか、枝葉が伸びて困っているのと。直接、御近所ですから苦情といいますが、

お話できないことを市役所を介してと、このようなものがこれらに入っているということ
でございます。以上です。

○森委員

苦情に対しては速やかに対応していただいていると思いますので、この場をかりて改めて
感謝を申し上げたいと思います。

先ほどの犬猫動物死体収集運搬業務委託料についての猫については、150前後ではなくて、
多分これウナギ登りに近いぐらい猫の頭数が多いんだろうなというふうに判断いたします。
実際問題、私も苦情を受けまして、猫にえさをやっていると。野良猫ですね。飼い猫だっ
たら問題はないんでしょうけれども、ただ、猫の場合は飼い猫なのか野良猫なのかという
区別がなかなかつきにくい。実際これに、なかなか動物愛護の立場からしてもどうい
う対応をしたらいいのかなというふうなところであります。実際可能かどうかはわからない
んですが、畜犬登録管理事業というのがありまして、できるのであれば猫の管理もして
いてはいかがなのかなと。手間は大変かもしれないんですけども、次の手を打つ。逆に
野良犬が少なくなってきたのはこの部分が結構あったり、最終的には野良犬を処分、
これもいろいろ問題はあるんでしょうけれども、里親探しとかというふうなことで多分だ
んだん対応されてきたんだらうと。ただ、野良猫に関しては次の手なんだらうなとい
うふうに思います。この辺ではどのようにお考えになっているか伺いたしたいと思います。

○伊藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

猫の、えづけで個体がふえて困っているという苦情も、私もこの4月に参りましてから
大分方々から市民の方から苦情寄せられております。これいろいろ調べてみますと、
やはりえづけをしている方が所有者とみなされて罰せられるというふうなことも本
を読みますと書いております。私の方では、直接やはり御近所の方に言えないので
市役所さん何とかしてくださいというような御相談が多いわけでありまして、その
エリアに回覧板でチラシを作成して、こういう場合、所有者とみなされて、えづ
けしますと罰せられますよと、えづけをしないようにお願いしますという回覧
板を要請に応じて配布をいたしております。それがまず1点。

それから、猫の登録につきましては、犬の場合は狂犬病予防法という法律のもと
に管理されておりますが、なかなか猫の管理までは、そういった関係法令が
今のところないものですから、御理解いただきたいと、このように思っております。

○森委員

今の段階では非常に難しい対応だらうなと。ただ、猫もエイズだったりインフル
エンザだったりというふうな菌を持っているというふうな話であります。ことある
ごとに、前は野良犬だったりほかの動物だったり、今は随分と猫に集中している
ようなので、逆にかわいそうだと言ってえづけをした猫がこのような形で、
車にひかれたりというふうな、かえってかわいそうな目に遭っているとい
うふうなことを強調していただいて、その辺のところもあわせて市政だより
等で訴えかけていただければなというふうに思います。よろしくどうぞお願い
いたします。以上です。

○藤原委員長

3時5分まで休憩いたします。

午後2時53分 休憩

午後 3 時 05 分 開議

○藤原委員長

議事を再開いたします。

○佐藤委員

順番にいきます。4 番の 62 ページ、予防接種というか、ワクチンの公費助成の件で、子宮頸がんの件は、今回一般質問で出ているようですのでそれなりの答弁が出てくるかと思えますけれども、あわせて肺炎球菌ワクチンと、それから子供、乳児のヒブワクチンの公費助成も大きく市民の要求のところになっております。肺炎球菌ワクチンは高齢者向けのワクチンなのですが、今、日本国内で助成実施市区町村は 275 自治体に上っております。7 番の 82 ページの予防接種、感染症予防事業の欄で見ますと、高齢者の関心は健康については大変前向きな状況のようでして、計画に対して、予防接種のところでは、結構皆さんが自分の健康に対して関心を持って、それなりにきちんと市の指導を受けながら自分の健康を守る努力をしているということが言えるんだというふうに思います。子供のヒブワクチンの部分でも、やっぱり親の関心は、自分の子供を間違ったら障害者になるかもしれない、あるいは数は少なくとも死亡につながるかもしれないというところで、ワクチンで防げるものなら防ぎたいというそういう親の思いが届けられておりますけれども、この検討状況はいかがなものでしょうか。

○紺野健康課長

ヒブワクチンということでございますけれども、ヒブワクチン以外にも水ぼうそうだとか、今ちょっとお話に出ました子宮頸がんとか、肺炎球菌だとか、今現在の予防接種法上は任意接種という形になっているワクチンについて、全国的にそれぞれのワクチンの接種費用がかかるということで助成をという動きがあることはもちろん知っております。これまでも複数の委員から御質問もいただき、それについては今のところ、今お話ししましたように任意接種である。イコール、副反応があった際の補償が国ではしてくれないと。そういうことがありますよと。それから、多くが海外輸入ワクチン、一部、ヒブなんかは国産でもつくり始まったようなものもあるようですけれども、海外輸入ワクチンというようなことで安全性が必ずしも立証されていないのではないかというようなこと等々で国の方の動向を見ていきたいと、そういうような御回答を今までさせてもらっております。

もちろん委員おっしゃるように、ワクチンで予防できるものについてはワクチンを進めるというのは、確かに進めるべきものだというふうには認識しておりますけれども、これも御承知のように、いずれのワクチンも相当費用がかかるということで、仮に何かを選択して優先順位をつけるということになればそれなりの考え方で皆さんにお示ししていくことになるのかなと。今現在、これも御承知かと思えますけれども、厚生労働省の方で 8 月の末ごろでしたか、23 年の概算要求ということで子宮頸がんワクチン等の予算を要望したというような記事もございました。あときょうの河北でしたか、成人 T 細胞の検診も菅首相が前倒しでやっていきたいというような新聞報道もございましたので、これまで以上に国の方の動きが出てくるのではないかとというふうに思っております。その辺を十分に見きわめて検討させていただきたいというふうに思っております。以上です。

○佐藤委員

課長がヒブワクチンも肺炎球菌ワクチンも進めるべき性質のものであるという認識はお持ちのようですので、ぜひ、そのときそのときの折につけどの程度まで進めていったらいい

のかというようなことを頭に入れながら、課の中で話し合いながら、当然優先順位もあると思いますけれども、それぞれの思いにこたえられるような施策の検討をこれからも強めていっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。これは、お返事はいいです。

次、7番の95ページなんですが、さっき柳原委員も質問しておりました職業相談室のワンストップサービスですね。最初、福祉課の方、生活保護関連でお答えもありましたけれども、私は、これは商工観光課だけでなく生活保護というか、福祉ともリンクするものだというふうに思うんです。ぜひこれは、ことし年末をそろそろ考えなければならぬ時期に来たときに、やっぱり充実させていくことが絶対必要だというふうに思うんですね。そこに行ったら仕事を探しにいったら、とりあえず困っていることが解決の道筋をつけていただいたというようなことをきちんとつくっていくことが今とても大事だというふうに思うので、福祉課の方とそれぞれ分かれて作業するのではなくて、グループでもつくって検討して急いで設置をしていったらいかがなものかという、改めてお願いですが、いかがでしょうか。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

協議会の方でそのワンストップサービスの実施の可能性についていろいろ協議なり検討なりしているということでございますけれども、これにつきましては、生活保護者の急増、被保護者の急増というふうな観点から、繰り返しになりますけれども、ハローワーク塩釜の方で音頭をとって、大郷町も含めた形で、その協議会でいろいろと連絡をとりながらやっていきたいと思いますというふうなことでスタートしているわけでございます。その中には、ワンストップサービスを検討する中でいろいろな問題点なんかも相当出てきているようがあります。実施に当たって、その辺がクリアされれば可能性としては高いかと思っておりますけれども、今のところ実施できるかどうかということについては結論が出ていないというふうな状況でございます。

○佐藤委員

福祉の方では、2市3町と連携をとってと。問題意識って何ですか。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

これはあくまでもハローワーク塩釜、塩釜公共職業安定所というふうな形でイニシアティブをとりながらやっているということでございます。やはりワンストップサービスをやるに当たって、そのサービスの提供を必要とする方が潜在的にどのぐらいいるのかとか、あるいは最近、いろいろ住宅確保に関する相談、そういったものが結構減ってきているというふうな状況のようでございます。そういったことなんかもございますし、あと事前の広報をどのようにやるか、これも相当に困難なことがあるというふうなこともございますし、そういったことから、いろいろな問題点が考えられるというふうなことで現在出ているようでございます。

○佐藤委員

何だか余り大した問題ではないような気が私はして聞いていたんですけども、困った人にとっては本当に緊急な課題なんですね。さっき商工観光課長も言っていましたけれども、検討をしていきたいというような御返事だったですよ。

○佐藤商工観光課長

私どもの方では、今職業相談室でやっている業務の拡充といたしますか、例えば先ほどの御質問にありましたように、多賀城の職業相談室だけで解決できない問題を、例えばハローワーク塩釜に行かなければならないとするのであれば、それより、例えば行かないで済むような方法ができないんだらうかというようなことを今後ハローワークさんなんかとも協議して検討していきたいということでございます。

○佐藤委員

わかりました。それは仕事にかかわるところで、私どもの要求は、そこで、来た人がとりあえずあしたのお金に困っていたり子供の養育費に困っていたりするときはどういうふうな解決してあげたらいいのかというところで、ワンストップでその1カ所で解決できないものかという提案なんです。そういうときに、そういう思いを持っている課と、それからそういうことをきちんととらえている福祉課がリンクすることで解決すると。2市3町で何も一致する必要は一つもないと思うんです。多賀城の市民をどのように守るかという立場に立てば、そういうことで一緒に解決する道筋をつくることのできるのではないかというふうな思うんですが、いかがでしょうか。どちらでも結構です。

○内海保健福祉部長

ちょっと堂々めぐりになってしまうんですけれども、結局ハローワーク塩釜が管轄しているのは2市3町とそれから黒川郡のエリアまで対象としているということですので、我々の対象のエリアは市民である。御指摘のとおりでございます。ですから、そのところですり合わせがうまくつかないとだめなものですから協議会をつくってということで、これらの関係の主体については、ハローワーク塩釜の方が音頭をとっているというふうな状況です。ですから、その中に、去年仙台で1日だけやったんですね。この形のもの。そういった需要が果たしてこの地域にあるのかどうか。特に生活保護の問題に関して言えば、その中で生活保護を決定する云々はできないんですね。あくまで生活保護というのはこういう制度で、こういった形で、言ってみれば権利の制限も出てくるしというような相談をするということになります。そこに社協が入ってきて当座必要とする資金や何かの借入れの手続きをしたりとかというふうなことはあるかもしれませんが、いずれにしろ、このエリアの方々がどういうふうな形で意向を示してその場面をつくるかというふうな状況で、いろいろ話し合いをしているというふうな状況です。

○佐藤委員

2市3町と言ったって、職安があるところは塩竈で、それでその出先機関があるところが多賀城で、それぞれのあるところの場所でまず先んじて先鞭をつけてやるということはどういうことではないかというふうに思うんです。いろいろなものを無視して言っているかもしれませんが、しかし、市民の要求がそこにあると私は思うし、あるとすれば、そこで先んじて仕組みをつくっていくということも大変なことではないのかということなんです。ぜひそれぞれの立場がうまく合致するようなそういう仕組みを急いでつくっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。お答えをお聞きます。

○鈴木副市長

まず、住民の利便性向上ということが我々の使命の一つでございますので、職業相談所においてになった方々が楽に、スピーディにいわゆる用足しができるように整えるその方向で考えたいと思いますけれども、その過程には、ハローワークとのいろいろな調整もございましたので、それでちょっと保健福祉部長も幾分歯切れの悪い回答になったと思います。

れども、そういった困難をどう乗り越えていいのかわかるとかを含めていろいろ検討させていただきたいと思います。

○佐藤委員

どうぞよろしくお願いいたします。切実なんです、この要求は。本当に。

次、4番の78ページ、公園費のところでも伺います。資料7の118ページにあるんですが、公園のところ、水入公園で、大人というか高齢者向けの遊具というか健康遊具、健康器具というか健康遊具の設置がされておりまして、今多分使用に供されているんだというふうに思うんですが、これをほかの公園に対して随時広げていくというそういう状況は今どうなっているのでしょうか。

○鈴木道路公園課長

まず1点、水入公園の関係でございますが、水入公園に関しましては、健康遊具等は設置されておりません。昨年まちづくり交付金の関係で設置いたしました高平公園、同じ城南地区にある公園ですけれども、そちらの方には健康遊具を設置させていただいております。

それで、健康遊具の需要と申しますのは、実際に市民の皆さんに、道路公園課では現在、3月に補正をさせていただきました関係の遊具設置につきまして、地区の意見をすべて取り入れて、要望に反映させて公園をつくっていかうというふうなことで取り組みをさせていただいております。その中では、残念ながら言ったらいいんでしょうか、健康遊具の設置要望というふうなのは今のところ出てきていないという状況でございます。

しかしながら、今後、健康遊具というものにつきましては実際必要であるというふうに私も認識しております。それでいろいろ調査研究をした結果なんです、道路公園課が使っております予算、都市局予算とかそういった予算の中には具体的に健康遊具の設置というのがございません。地域介護福祉空間推進交付金というふうな交付金がございます。これは介護福祉課が担当部署になっております。それらの中において実際には健康遊具を設置している自治体があるというふうなところまで調べております。今後、横の連絡を密にいたしまして、介護福祉課と連携をとりまして、健康遊具の設置につきましてはそういった交付金をいただいて設置をしていきたいというふうに考えております。

○佐藤委員

余り使い道が、よく地域の人もなれていないというところもあるかと思いますが、そういうときにはちょっとデモンストレーションなどもしながら、地域にせっかく置いたものの活用を訴えていただければいいのかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、118ページで、7の(2)のところにあずまや設置工事が1基されていたというふうにあります。これは、私も、ことしすごく暑くて公園に人影を見なかったんですけども、結構日陰のない、木陰のない公園がいっぱいあるんですね。一定の規模の公園で。休むところがなかったりすると、ベンチもないし、そういうところではなかなか使い勝手が悪いなど、せっかくいい公園があるのにというふうに思っているんですけども、こういうところにあずまやとか、あるいは日陰、木陰をつくるという植林をするというようなことで、日陰のないところにそういうものをつくって順次進めていくべきではないのかなという思いがするんですが、いかがですか。

○鈴木道路公園課長

あずまやのように日陰を創出するものの類似品としましてフジ棚、パーゴラとかともいえますけれども、そういった部分が市内の公園には設置されております。それで、実際に設置状況でございますが、市内に都市計画決定をされている街区公園と称する公園が35カ所あります。その中で現在は11カ所の設置状況でございます。私も、委員おっしゃるとおり、そういったものの設置の必要性は認識をしているところではございますが、現在、道路公園課といたしましては、その街区公園に設置されているトイレがまだ水洗化されていない場所がございます。そういった場所の整備を優先させていただいて、その後にといいますか、そういった部分については地区の方々とも話し合いを重ねまして、どうしてもやっぱり必要であるというふうな部分については、とりあえず現在ある樹木で木陰ができるようなところにベンチを創設するだとか、もしくは移設をしていくだとか、そういったことで当面は対応させていただきたいというふうに考えております。

○佐藤委員

お金もかかることですし、よろしく願いをいたします。

もう一つだけ、7番の110ページ、道路改良工事のところなんですけど、石ヶ森公園大代4丁目のところの石ヶ森公園、溝を埋めてもらいまして大変道路が広くなりました。本当に皆さん喜んでいらっしゃるんですけど、子供たちも、危ないんですけども、自転車でぐるぐる回って喜んで遊んでいます。公園と一体になった道路という感じで。おかげさまで、本当に利用、ごみもたまらなくなっとうんと皆さん喜んでおります。ことしはまた今から今度は、その先県アパートの方をやる予定のようでございますが、まだ4丁目付近には溝も欠けてぐちゃぐちゃとなったようなところがありますので、どうぞ計画的にこれも俎上に乗せて、少しずつ整備できるように頑張ってくださいというふうに思いますので、要望だけ申し上げて終わります。

○雨森委員

第1点です。資料7の117の5です。第2点は、資料7の122の1。第3点は、資料7の125の2です。簡単に要点だけ申します。

このあやめ園の整備に要する経費、ちょっとこれ生涯学習の方、あやめまつりに関連するかもわかりませんが、お許しを願います。実を言いますと、この間あやめまつりが行われまして、大型観光バスが現地に入っておりました。出る際に非常に道路が45号線に出る順序がわからないということで困っておりまして、私、一応現地から45号線の高速道路入り口まで案内したわけです。ということで、東京の方でも茨城県でも多賀城のあやめ園に行く際に非常に道路の問題で頭痛いという運転手仲間の話であるということをお知らせしました。現地まで送りましたから非常に喜んで、ライトをぱたぱたつけながら高速道路に上がったようなわけでございます。とにかく道路案内をしっかりとさせていただく。そして、今ガイドをつけておりませんので、一度大型バスが突っ込んでしまったらバックは見えなくて大変だということをお知らせしました。そういったことについて、担当課の方はどのようなお考えでしょうか。

○佐藤商工観光課長

今雨森委員から御指摘いただきました事項については、確かにあやめ園へいらっしゃるということについてはことし看板を誘導案内をふやしたんですけども、それでも足りないという御指摘もございましたけれども、今御指摘の話については、確かに帰り道、例えば45号線の案内とかという部分については確かに考えが抜けておったのかなというふうに思いました。先日もお話ししましたように、ことし玉川岩切線を開通したおかげであやめまつりの期間中は平日でも大型バスが30台前後来ようになりまして、一気にお客様がふえたと

ということで、今後、そういうようなお帰りの際の道案内等についても十分考えてまいりたいと思います。

○雨森委員

行きはよいよい帰りは大変だということで、何かお話を聞きましたら、新しい道路でも、ナビに入れても2年間ぐらいかかるらしいんですね。ですからなかなか大変だということでありまして、今課長おっしゃったように、違った目線から帰り道をしっかりと確保していただくということ。何か業界で、東京方面でも大変なんだよというようなことを運転手さん仲間で、多賀城のあやめ園かいということで、非常に困っているということはその運転手さん申しておりました。これは、問題はこれで終わります。

第2点でございます。資料7の122の1でございますが、これは耐震調査に関してでございますが、この間担当の方からちょっとお聞きしたんですが、平成21年度の、簡単でいいです、概要。どのような調査をなさって、どれだけ多賀城の方が受けられたかということ、簡単でいいですから御説明ください。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

平成21年度の調査実績ということでここに記載しておりますが、51軒ございます。内容的には、宮城県建築士事務所協会に委託しまして、その登録している耐震診断士の方に申し込みのあった51軒の家それぞれに派遣いたしまして、半日ぐらいですか、かかるのは、時間が。木造住宅の耐震診断をするという状況でございますが、その51軒のうち48軒が耐震上問題と。要は改修が必要であるという結論になりまして、51軒のうち48軒ですから、もうかなりの頻度です。これ、対象の住宅については前にもお話ししたとおり、昭和56年の6月以前に建築されたもの。つまり建築基準法上の耐震基準を満たないという部分ですね。その部分の対象住宅ですけれども、51軒のうち48軒が耐震上改修が必要であるという判断をされたものですが、それによって改修された住宅は全部で6軒ということになります。ですから、まだまだ改修には、診断を受ける方は結構おりますが、改修まで至らないというような状況になってございます。

○雨森委員

その部分をお尋ねしたかったわけです。6軒しか受けられないということは、改修工事に非常にお金がかかる。よく申し上げるんですが、阪神大震災の場合で7割の方が下敷きになって高齢者の方が亡くなっているんですね。それで、やはり耐震診断は受けても数百万円お金がかかるとなりますと、なかなかその工事着工ということは難しいわけでありまして、この改修工事の助成金が100万円か200万円ぐらいですか、助成されるというふうに聞いておるんですが、あるいはまた、調査する際の調査費というのは本年の22年度から45万円ぐらいアップされたということで、個人での調査費は幾らぐらいかかるんですか。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

まず、耐震診断に関する費用ですが、全部で14万4,000円かかります。1軒当たり。そのうち自己負担は8,000円だけです。残り13万6,000円は国と県と市で負担します。ただ、改修になりますと、上限が90万円に対して3分の1の補助ですから、30万円が上限です。補助金としては、ですから、前にも佐藤委員の質問に答えたいと思いますが、平均が110何万ぐらいの改修工事費になりますので、そのうちの90万円に対して30万円ですから、自己負担が非常に高いと、大きくなるということになりますので、高齢者世帯が多いということもありましてなかなか負担ができないという部分が一番の要因かなというふうに考えています。

○雨森委員

そういう工事になかなか入れない。それに対して、多賀城市で何か違った策といますか、今後、そういったものはお考えでしょうか。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

ということで、平成 22 年度からは上乗せ補助を始めております。というのは、先ほど雨森委員から言われたとおり 15 万円プラスの 45 万円、つまり 90 万円に対しての 2 分の 1 の補助に上げています。もう既にことは 8 軒、予算上予定しておりますが、6 軒の申し込みがございます。ですから、なるべく満額というか予定どおり使いたいし、それ以上あればなおさらいいかなというふうに思っていますが、今のところそういう状況でございます。これ以上の市としての独自の制度というのはなかなか難しいということもありまして、実は、今月の 2 日の朝日新聞の報道で、国が来年度から一律 30 万円上乗せ補助という報道がされました。したがって、今うちの方で 30 万円及び 45 万円の補助金を出していますが、それに単純に 30 万円プラスされれば 60 万円と 105 万円になりますから、そうなればいいんですが、ただ、この国の制度がどういうふうな内容かというのはちょっとまだ明確には詳細には決まっておきませんので、単純に国費で一戸 30 万円、一律 30 万円上乗せということだけの報道なものですから、その状況を見きわめながら、23 年度以降の助成の制度を考えていきたいなというふうに考えております。

○雨森委員

この制度は高齢者、65 歳以上のあれですか。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

45 万円に上乗せした部分については避難弱者ということで、65 歳以上の高齢世帯及び高校生以下の方が同居している世帯という、身体障害者とか、そういういろいろ条件がございます。それが避難弱者ということで、90 万円に対して 2 分の 1 の 45 万円を新たに 22 年度から制度化したということでございまして、それ以外の一般住宅に対する助成は、従来どおり 90 万円に対する 3 分の 1 で 30 万円という形になっております。

○雨森委員

重ねて、多賀城ではこの耐震、戸数といますか、四、五千あるとお聞きしたんですけれども、戸数はどれぐらいありますか。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

資料 7 の 122 ページにありますとおり、5,445 戸が対象でございます。

○雨森委員

どうもありがとうございました。国の制度も変わって少しでも、耐震を受けても実際に改修できないというようなことであれば、非常にこの制度もなかなか難しい。そしてまた、あすにも大地震が来るといような報道されている中で、やはり 1 軒でも多く改修工事ができればいいなど。実は、私の住んでいるところも、もう既に 50 年以上お借りしているところはもう木造で、とにかくいつ崩れるかわからないという命をかけて住んでいる家でございますので、非常にこうした問題が身にしみておりまして、とにかく一命を打って現在その場所に住んでおるわけでございます。これは、わかりました。

では、次に移ります。非常にスピーディにいきますので、ひとつよろしく願いいたします。

資料7の125の2番でございまして、防災対策の充実に要する2番ですね。この中で、御説明受けまして感じたこと、それから現場を数カ所見せていただきました。多賀城で火災が非常に多いというふうに言われているんですが、この原因ですね。どのようなことが、例えば漏電だとかたばこの火の不始末とか、なぜ多賀城で火災が多かったのか、何か。

○鈴木交通防災課長

21年度、火災は16件、市内でございました。一番多いのは放火4件でございます。たばこ3件、電気、これは恐らく漏電なのかなと思いますが、これが2件、それからコンロの取り扱い不良が2件、ストーブ1件、その他4件ということで、計16件というふうに21年中はなっております。

○雨森委員

そのうちに全焼というのは。

○鈴木交通防災課長

全焼は1件でございます。

○雨森委員

2件じゃなかったですか。この間の伝上山ですか。あれは違いますか。

○鈴木交通防災課長

21年中の私の見ている資料によりますと、1件でございます。

○雨森委員

そうですね。ちょうど12月ごろでしたので、年度がずれて失礼いたしました。そういうことで、何かタコ配線とか、そういったことで漏電の原因にもなったりするようでございますので、そういったものを回覧板等で十二分に各地域に回していただいて、やはり多賀城が火災が多いんだというような、2市3町の中でもそういったことにならないように皆さんにお知らせ願いたいと思います。以上です。終わります。

○金野委員

資料4の79ページと、資料7の125全般です。

まず、資料4の79ページの5目下水道事業特別会計の町前雨水幹線についてお聞きいたします。委員長、ここでいいんですか。雨水幹線。

○藤原委員長

下水道でやりましょう。

○金野委員

下水道。いいですよ。はい。

それでは、資料7の125全般について。今回は21年の予算委員会のときもるる質疑をやって、最大の成果は、ことし2月のチリ地震において市長以下職員が現地、現物、そして

エリア長、ブロック長、現地班長、小班員、班員までいろいろ体験、経験をして災害防災マニュアルを作成したというのが、私の今までやったうちで一番のまず動いて成果があったと思うんですが、課長はどのように思っておりますか。

○鈴木交通防災課長

ほとんど同じように思っております。

○金野委員

では、意見が一致したところで次の質問に入ります。127ページの事務事業評価の災害対策協定締結事業について、私、ずっと今まで疑問に思ったことと課長の考えについてちょっと質疑をいたします。

まず、市町村相互応援協定は4件ですね。そして物資協定等は17件、一時避難所が11件、その他で医療、救護、水道、電気、入浴等が13件で、計45件が地域防災計画にのっております。それで、協定をよくやるとき、相手方と、私は一時避難場所を余りふやすべきではないと思うんです。なぜかという、一部の協定を見ましたら、津波のときとか水害のとき入っているのは一時避難場所に入っているんですよ。だから、そういうのをしっかり調整等において協定に書くときやっているのかというのが疑問点、一つ。それ課長、答弁お願いします。

それから、2点目は井戸も出ています。あるところには、井戸は多分調べていないと思うんですけれども、この井戸を使うためには保健所に行って年2回検査して、8,000円から1万円かかるんですね、これは。飲むためには。そういうのを多賀城市においてどのくらいなのか。井戸があるのか。そこの2点だけ教示をお願いします。

○鈴木交通防災課長

各種協定の関係でございますけれども、正直言いまして、ちょっとまだそこまで私はチェックしておりませんでしたけれども、いろいろふぐあいがあるようなところもあるのであれば今後改めてチェックして、直せるところは直していきたいというふうに思いますし、井戸につきましては、協定のある協定の中に入っているというのをこの間確認いたしましたけれども、市内全体の井戸の状況というのは今のところ確認しておりません。

○金野委員

今、協定直せるとか直すとか、それは協定締結したんだからできないんですよ。はっきり言って。締結する時点でしっかりと締結者甲乙お互いに協議をしてやる問題ですから、この辺、今後いろいろな協定を締結するときは吟味をして、大規模災害なのか津波対策なのか洪水なのか、その辺によって協定の種類、項目、実施要領が違います。その辺をしっかりと把握してから締結をしてください。

あと井戸については、これは多分宮城県沖地震になっても必ず井戸水は十分必要だと思えます。多賀城市においても。それについて早急に、と言っても1年ぐらいはかかると思うんですけれども、多分180ちょっとだと思ったんですけれども、そういうのを調べていただいて、その中で検査、これは結構金かかるんですね。年2回と。これは法律上問題があって、保健所から検査してもらって、最低でも8,000円ぐらいかかかりますから。そういうのをしっかりと課長の方も勉強して、今後この協定とこの井戸とか、よろしく願います。

その後、項目はちょっと前に移って、地域防災訓練等の支援とかでかなりの評価が出ています。今度またいろいろな22年そして宮城県沖地震に対して、課長等はどのように、今後このようにもっていきたいのか、それだけ伺って質問を終わりたいと思います。

○鈴木交通防災課長

今回の指導にありますように、26地区で28回、21年度中は行われております。やはり私も現実まだ1回も顔を出したことはないんですが、秋口から大分入ってきておりますので、私もできる限り顔を出したいと考えておりますが、今後、経験している地区は年に1回でも今後とも続けていただくとともに、まだ地区の防災訓練をやっていない地区、この辺、一つでも多く経験していただくようにということで考えていきたいと思っております。

○相澤委員

3点お聞きいたします。まず第一には、資料7の89ページ、米澤委員も聞きました環境出前講座についてお聞きします。第2点目は、同じく資料7の120ページ、建築事務に要する経費についてお聞きいたします。第3点は、同じく資料の95ページ、お二人聞きましたけれども、職業相談、これについてお聞きいたします。

まず第1点、7の89ページ、ここは米澤委員もお聞きしまして重複して申しわけございませんが、内容は説明がありましたのでよくわかりましたけれども、対象が小学生とか幼稚園、保育所という御説明でしたけれども、計画で240人の中で実績が781人、300%以上の実績でございますけれども、このように急激に上昇した背景をまず御説明願います。

○伊藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

これにつきましては、先日の説明の中でも申し上げましたが、従来ですと、環境勉強会というようなことで地域の要請に応じまして実施してまいりました。それが、市内の公立の保育所それから各小学校を対象にしたということでこのような実績と相なったわけでございます。以上です。

○相澤委員

活動回数なんかも着実にふえていまして、これは行政評価の取り組み2の20ページですか、ここにこれからの計画等もあるんですが、そこで、せっかくこうやってふえてきているんですけども、今後減るところがありますよね。字が小さくて見えない。活動回数が9回、7回、12回、22回となっていて、15回に減るところがありますよね。活動指標のAですか。これはなぜなのでしょう。

○伊藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

昨年度は22回ということで、22年度は15回というようなことでありますが、実は、これは本年度22年度におきましては、市内の民間の保育所それから幼稚園も対象とするということで、その目標値としてはむしろ上がるんでございますが、遠慮して内輪に見てしまったと、こういうことでございます。

○相澤委員

遠慮しないで。環境問題というのは、これから多分、担当次長はもうしっかりおわかりだと思いますけれども、私も一般質問でも質問させていただきましたように、国としても、また、国に先んじて多賀城市が環境問題に真剣に取り組んでいくことがこれからの日本のためにも大事な観点だと思いますので、減らさないで、どんどんふやす方向で遠慮しないでやっていただきたいと思います。お考えをお聞きします。

○伊藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

ただいま遠慮したというような言葉をつい口走ってしまいましたけれども、見直しをしてまいりたいと、このように思っております。

○相澤委員

次に、資料7の120ページについてお聞きいたします。

これは、市営住宅の維持管理の中で、1の建築事務に要する経費というところで説明があったと思うんですが、いわゆるCADを導入するというお話があったんですが、CADを導入して、どのようなソフトを考えていらっしゃるんですか。

○阿部管財課長

CADの種類については、一般的に無料で配布されているJWCADというものを使用しております。

○相澤委員

何を調べようとしているんですか。

○阿部管財課長

市内の市有建築物なんですが、全体で延べ床面積が16.5万平方メートルに達しています、棟数で約250棟ぐらい存在しているわけなんです。そのうち建築後の年数が20年を経過している建物についても約半数あるということから、これらは将来大規模な改築等が必要になってくると。それで、平成20年度にそれらの管理を一元化するという事で管財課の中に施設経営係を創設しました。長期的な総合的な視野に立って多方面から計画的に管理活動をするためには建築物のデータベース化が必要だという考え方から、今回、ふるさと雇用再生特別基金事業補助金、これが県の方から創出されましたので、これを活用してCAD化する、データベース化するというものでございます。

○相澤委員

今、御説明のありました16.5平米以上、250棟あるというお話ですね。今の説明では、違うんですか。

○阿部管財課長

延べ床面積が16.5万平方メートルになります。

○藤原委員長

16万5,000平米ということね。

○阿部管財課長

そうです。

○相澤委員

これからもこれぐらいのビルはふえていくと思うんですが、ふえたらさらにそれはふやしていくんですね、当然。それからあと、耐用年数とかの基準は特に決めていないんですか。どんどん要するにこの広さ以上でこのビルを全部対象とするんですか。

○阿部管財課長

CAD化については、主要な建築物のうち、今回必要とされる約2カ年で500枚弱、正確には478枚をCAD化する予定であります。今後ふえていったらということなんですが、今現在、発注する際にはCADによる納品とされておりますので、過去のデータのCAD化にとどめております。耐用年数については、建築物の中で鉄筋コンクリート造については法定耐用年数は50年とされております。その中で必要に応じて改修計画を計画的に進めていくという考えであります。

○相澤委員

要するに、素人で聞いて申しわけないんですけども、CADということは三次元図面ということですよ。

○阿部管財課長

三次元ではなく、二次元の平面図を電子化するというものです。

○相澤委員

そうですか。それで、いわゆる例えば旭ヶ丘のマンションと桜木のマンションでは地盤が全然違うわけですよ。そういうこともソフトの中には組み込まれているということですか。

○阿部管財課長

データとしてあるものをそのまま電子化するということになりまして、例えば地盤が違うデータが入っていれば、それもデータ化できますが、今現在市で保有している図面の方にはその地盤の方の詳細までは図面化されてはおりません。

○相澤委員

あとは、詳しくは担当課に行ってお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

3問目、同じく資料7の95ページでお聞きします。多賀城市地域職業相談室運営事業費という中でお聞きしますけれども、これは、先ほどのいわゆる行政評価の取り組みでは74ページですね。ここにありまして、ここも非常にここ数年成果が急激にふえておりますね。それは私は非常にありがたいことだと思うんです。せっかくこれふえているのが、22年から減っていますよね。なぜ減ってしまうんですか。

○佐藤商工観光課長

それ、下から二つ目の表の成果指標のAの欄のことでしょうか。

○相澤委員

そうです。

○佐藤商工観光課長

この指標は、Aの欄が上にありますけれども、職業相談に来る就職者数全体と、それに対して就職者数ということ、一般市民と。全体と市民と示しておりました。この平成22年度以降720としたものは、21年度の当初360とあったことから、その単純に倍としていたわけですが、21年度の実績は全体で914ということが出ておりますので、これについては今後計画として見直しをしていきたいと思っております。

○相澤委員

見直しすると、Aの表は、Bの表はどうして1になってしまうんですか、これ。

○佐藤商工観光課長

これちょっと字が細かくて見えないんですが、これ上向きの矢印で、前年より伸ばしますということの意味でございます。

○相澤委員

年齢考えて、もうちょっと大きく書いていただけるとありがたいです。私には1にしか見えなかったの、なぜこういう実績があったのに1になるのかなと。大変失礼しました。

非常に菅総理大臣も、かわるかどうかわかりませんが、一に雇用、二に雇用、三に雇用と、私は非常に大事な、特に地方都市にとっては、多賀城市にとってはこの雇用ということがもう担当の方が考えている10倍以上に大事だと私は感じております。ましてや今までは塩釜の杉の入にあった1カ所、非常に不便なところ、なかなかわかりづらいところが、あの多賀城市のど真ん中に来て、こうやって実績がこのようにふえているわけです。非常に市民が喜んでますし、私も、市民相談で何度も何人の方にもあそこへ行って相談してごらんくださいと、生活保護受けるよりもずっといいよと。それで喜んでる方も何人もいらっしゃいます。いわゆる前向きで生きるため、多賀城に力をつけるためにも非常に大事なところが箇所だと思いますので、できれば、希望も言っておきますけれども、北ビルができたらぜひそこに持ってきていただきたいと思っておりますけれども、よろしく願います。そういう計画があれば聞かせてください。

○菅野市長公室長

北ビルの中に公共施設関係がどういうものが必要なのかということを内部の方でいろいろ検討してまいりました。その中の一つの有力な候補として今御提案のあったものは一応含まれているというふうに御承知いただきたいと思っております。

○藤原委員長

4時12分まで休憩いたします。

午後4時02分 休憩

午後4時12分 開議

○藤原委員長

時間をお守りいただき、ありがとうございます。

質疑を続行いたします。

松村委員。

○松村委員

では、3点。まず、第1点目は、88ページ、第二次多賀城市環境基本計画作成に要する経費の件です。次が、104ページ、観光行政に要する経費。最後に、112ページ、都市計画に係る調査策定に要する経費、ここでは2点お願いいたします。

まず、こちらに環境基本計画作成するという事で、前、私が質問したときそれをやっているということで伺っておりました。そういうことで今準備しているということなんでしょうけれども、この進捗状況とか、どのような点を見直しされて力を入れてやる方向でいるのか、御検討されているのか、その辺をまずお聞かせいただきたいと思います。

○伊藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

環境基本計画の見直しでございますが、平成13年度を初年度とします第一次環境基本計画、終了年度が本年度ということで、新たに23年度からスタートします。どのような内容を見直しするのかというようなことでございますが、まずは数値目標で掲げております内容の到達度合い、検証して評価反省をし、そして第二次の方につなげていくというようなことで、その検討する構成としましては二つございまして、まず一つ目、第1点目は、第五次総合計画の市民会議、まちづくり懇談会の環境部会というようなことで、市民の方々も含めまして環境に対しての検討を願ってしておりますし、それから、環境市民会議というようなことでもう一つは構成してございまして、これは特に多賀城市の環境を保全する一つの方向づけといいますか、動植物、生物の調査、砂押川の生物調査をしたり、それからあと、特に政庁から加瀬沼公園にかけての植物あるいは動物、それらを現地調査をしたりということで、その両面から検討しておるという次第でございます。以上です。

○松村委員

ありがとうございました。今、2点、いろいろな数値を検証してそれに向かってさらにということですね。多賀城はいろいろなデータを見ますと、ごみの減量は着実に進んでいるのかなというふうに思いますし、あと分別ですか、そちらの方も徐々に定着しているように私も思いますので、そういう部分ではいいかなと思います。また、あと自然環境の保護とかそういうことに対する関心も呼びかけていきたいという内容かというふうに思いますので、そういう意味で、やっぱり今回の一つの計画を見直して、また新たに計画をつくって市民に公表するという事は市民意識のさらなる啓蒙啓発に、環境に対する意識を高めるのに大変重要な課題だと思いますので、ぜひ頑張ってくださいなというふうに思います。

それと、またもう一つ、これを一つの契機といたしまして、多賀城市が環境問題に先進地として取り組むという方向を市民に示すためにも、やっぱり環境都市宣言というんですか、そういうのもぜひ考えていただきたいなというふうに思いますので、こちらは要望でございますので、ぜひすばらしいものができるように、また、それが実効性のあるものになるような計画にぜひしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次、104ページです。観光行政ということですが、まずこちらの観光客入込数、平成20年が66万2,000、あと平成21年が70万の大台を突破して、聞くところによりますと、ことしもまたこれに上回る数になったというふうに伺っております。そういう意味から、徐々に観光客がふえているということはやっぱり本市の観光の御努力の成果かなというふうに思っておりますので、その辺は評価させていただきたいと思います。

なぜこういうふうにふえているのかといいますと、こちら行政評価の指標、これの2の方ですけども、78ページですか、こちらの方に書いてありますけれども、一番上の方ですね。事務事業の開始背景、立案事由、あと概要というところに書いてありますように、ずっとありまして、三大史跡、あと三古碑があって、質の高い観光資源に恵まれているという。やっぱりここが本市の大きな特色であって、非常に可能性を秘めている観光資源があるということであるかと思っております。ここに書いてありますように、そういうところで本市としては今観光案内表示に統一性がなく整備ができていないので、事業としては、観光環

境整備の一つとして観光サインの整備に力を入れてやっているというふうな方向だと思えますが、そのように理解してよろしいでしょうか。

○佐藤商工観光課長

そのとおりでございます。

○松村委員

これで読みますと、平成10年につくりました観光計画に基づいてやっているとうことで、この計画をつくりまして今年で22年になります。それから計画を立てて、その計画に従って観光整備をされているというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○佐藤商工観光課長

そのとおりでございます。

○松村委員

私も観光計画整備というのを見せていただいておりますけれども、ここから見ると、大変失礼な言い方かもしれませんが、とても計画に沿った整備にして12年かけている割には余りにもお粗末じゃないかな、計画から見ると。その辺をどのように市としてはとらえているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○藤原委員長

余りにもお粗末ということなので、市民経済部長。

○永澤市民経済部長

確かに私も基本計画を見せていただきましたけれども、実現していないものが非常に多くございます。ただ、市長が申し上げますとおり、今後、道の駅、そういった形で整備をかけていく。やはりこれは将来的には必ず実現しなければならないものと思います。そしてことですが、玉岩線の開通で観光バスの入込数が非常に多くなったと商工観光課長が申し上げましたが、まさにせつかくいらっしゃるお客様を減らさないように今後とも対応してまいりたいと思います。

○松村委員

ぜひそういう方向で取り組んでいただきたいと思います。この計画につきましては、私、今回一般質問の方で取り上げておりますので、またその件に関してはそこで少し市の方向性というかを伺って、提案もさせていただきたいというふうに思います。

それでなんですけれども、去年の決算のときにたしか質問させていただいたと思いますけれども、先ほど言いましたように、観光バスで来客する方が結構多くなっているということなんですけれども、それで、先ほど雨森委員も言っていましたが、駐車場の問題がやはり、かなり、観光バスの運転手さんからするとこれで観光地かと言われるような、そういうような現状の声も私も直接聞いていますけれども、玉岩線ができたことによって、あやめ園駐車場って一応表示してなっていますけれども、あそこを使用できる状況というのは、いつでもオープンで入れるようになっているのでしょうか。

○鈴木道路公園課長

大変申しわけございません。今、バイクの音で質問が聞き取れませんでした。申しわけございません。もう一度お願いいたします。

○藤原委員長

玉岩線のあやめ園の駐車場はいつもとめられるようになっているのかという質問ですね。

○鈴木道路公園課長

あけておりますので、いつでも自由にとめられるような状況になっております。

○松村委員

いつでも使えるということですか。何か使用許可が必要とかというのをきのうほかの課からちょっと聞いたんですけども、そういうことはございませんか。

○鈴木道路公園課長

実際に、長期であるとかある団体が何かの行事に使うというふうな場合については、行政財産になっておりますので使用許可をいただくということで、許可の方をとるようにしております。そのほかにあやめ園であるとか中央公園で何か行事があるというふうな場合については、自由にとめるということが可能になっております。

○松村委員

ありがとうございます。わかりました。いらっしゃった方が、車でいらっしゃった方とかバスでいらっしゃった方が自由にとめるようにぜひ開放していただいて、整備の方もよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと次に、もう1点ですけれども、観光客はふえているという状況でありますけれども、大きな課題というのは、これをどのように地域の経済効果に結びつけていくかということで、前から何回かお話しさせていただいておりますけれども、現状は、なかなか来ても見ただけで、そこからすぐ別なところに行って、お土産を買ったりとか食べたりする場所もその場所以外ということで、よその地域に流れてしまうというのが現状であると思ひます。そういう意味で、その辺もこれからしっかりとらえてやっていかなければならないと思ひますね。そういう意味から、やはり本市としましても、そういうことを掌握するためにもやはり観光客のニーズというものを知っていくというか、的確に調査する必要があるんじゃないかと私は考えております。そういう意味から、やはりもう少し地域経済の活性につなげるためにはどうしたらいいかという観点から、観光客に対してアンケートをとるような方法もあるんじゃないかなというふうに私は考えるんですが、その点に対していかがでしょうか。

○佐藤商工観光課長

委員のおっしゃるとおりだと思ひます。ことしのあやめまつりにおいておいでいただいた方に観光アンケート、どちらからいらっしゃったとか、あと、どういうところに満足していただいたとか、そういうものについてアンケートをとって集計しているものはございます。今後、そういう例えばお土産品としてどんなものだったらお買ひ求めいただけるのかとか、そういうものを含めて、今後ちょっとアンケートの中身についてもまた考えていきたいなと思ひております。

○松村委員

では、ぜひあやめまつりだけで終わらず、今後、長期的な展望に立ってのいろいろ施策を考える上で、今の現状、課題を解決するためにもぜひそういう観光客のニーズというものを的確にとらえて、それに対応していくような施策というのを考えるためにもぜひ今後も継続してアンケートをとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤商工観光課長

そのとおりにしたいと思います。

○松村委員

よろしくお願いいたします。

最後ですけれども、112ページの4です。都市計画に係る調査策定に要する経費。ここで二つなんですけれども、清水沢多賀城線外1線道路概要設計業務ということで157万云々となっていますけれども、これはどのようなことなのか、説明をお願いいたします。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

多賀城市の都市計画道路ということで、一番今これからの課題として大きい清水沢多賀城線、これの路線の廃止を含めた検討ですね。縮小とか。廃止というのは、玉川岩切線から北側に行く部分です。塩釜の方へ行く。それが必要かどうかも含めて検討していると、これは県も含めてですけれども、検討しているという最中でございます。あるいは清水沢多賀城線の幅員も含めた変更の問題という部分も、概略設計という形で実施してございます。ほかに笠神八幡線とか、そういう都市計画決定してから随分長く時間がたつ道路がたくさんございますので、それが現実的に本当に整備できるかどうかというのも含めて、まずはこの2路線について今検討している最中ございまして、とりあえず概略設計という形では検討させていただいたということでございます。

○松村委員

そちらの検討結果というのは、いつごろまでかかるのでしょうか。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

先ほども申し上げたとおりこれは広域道路なものですから、塩釜と多賀城にまたがる道路なものですから、あくまでも県が主体となって、今19年度からその見直しについて検討している最中でございます。ただ、県の方では、今のところシミュレーションした結果、清水沢多賀城線についてはこのままでいいと。そのまま継続したままで将来的に整備していきましようという路線にはなっております。ですから、廃止とかという部分については言及してございません。今のところは、ただ、一応概略設計という形では案として我々もつくっている状況で、それを踏まえて、今後、塩釜も含めて協議していくという形になりますが、いつごろ結論出るというのはまだ見通しが立ってございません。

○松村委員

そちらの結果の次第にもよりますけれども、廃止というか、そういう形になればまたいろいろ道路の整備計画というのも変わってくるかと思っておりますけれども、なぜ私がこの質問をしているかと言いますと、前にもお話しさせていただきましたけれども、ここは国府多賀城駅の南側になりまして、道路用地として公有化していますね。そのところ、鉄パイプで囲ってやっているというかそういう状況であります。やっぱりそういう現状を見ますと大変もったいないなということと、あとやっぱり多賀城に来訪者がよそから来た方はあそこに来るわけですけれども、よそからの来訪者、そういう方を迎える玄関としていかがな

ものかなということで前からすごく憂慮していた箇所なんですけれども、そういうことで、計画道路でということでの説明があったので、なかなかほかの用地に云々ということだったんですけれども、できましたら、暫定整備でも簡易整備でもいいから、とにかく地域の方の利便性、まっすぐ駅に、ロータリーに迎えるように、ぐるっと今は回ってロータリーに行っている状態ですよね。そうではなくて、地域の利用者の利便性を考えてまっすぐ行けるようにするためにも、また景観的なものも、そういうふうなお話をさせていただいた経緯があります。

そういうことから、結果がいつ出るかわからないんでしょうけれども、できるだけ早くあの辺をきちんと優先度を高めて整備する方向で、都市計の方でもテーブルに早くのせてやっていただくようお願いしたいというふうに、これは要望にさせていただきますので、よろしく御検討をお願いいたします。

あと、もう1点ですけれども、歴史的風致維持向上計画業務についてということで、これでお伺いいたします。

これは21年度から計画策定が始まりまして、去年とことしでやるということで、今、計画策定に担当の職員の方が本当に御努力されてやっていただいていることを伺っておりますので、本当に御苦労さまと思います。

それで、まずこの計画、今年度で一応するという方向でスタートしたように私は記憶しておりますけれども、そういうことから、もう随分たちますけれども、進捗状況というのはどのような状況なのかということと、あと年度内にできる見通しになっているのかどうか、その辺を確認させていただきます。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

まず最初に、清水沢多賀城線の件についてちょっと一言補足させていただきますが、松村委員が後半に言われたことは多分パークアンドライドの暫定利用ということの話の関連だと思うんですが、先ほど都市計画道路見直しについてはちょっと見通しが立たないと言ったのは、全体の路線としての見直しがいつになるかというのは、変更決定になるかというのはまだ見通し立っていないということで申し上げました。

パークアンドライド等による暫定利用については、もう随分長い間この委員会の中でもいろいろ御質問いただきましてお答えしているわけなんですけれども、当初、国の方では問題ないだろうと、暫定利用だったらいいだろうという簡単な答えがあったということで、簡単にできそうな気はその当時はありましたが、その後、適化法の問題とかあと補助金の適正な支出に関する法律というのがありまして、補助金が入っているものですからそう簡単には使えないという状況がございまして、いろいろ県も含めて協議しておりました。問題なのは、清水沢多賀城線いつ着工するのかというところがまず前提で、それを明確にしないと着工までの暫定利用ということがなかなか見えてこない。つまり5年後着工するのか10年後着工するかによっては、余りにも暫定期間長すぎるので、通常は暫定利用というのは二、三年だというふうに言われていますので、二、三年後ではちょっと着工無理だろうということが今のところは把握してございますが、そういう問題もあってなかなか協議が進んでございません。あと、パークアンドライドで利用する場合でも、例えば清水沢多賀城線着工して完成した後に、そのパークアンドライドをどこに持っていくのかという話になりまして、駐車場をせっかくつくって、暫定利用の後に、もうできませんから使えませんというふうにはなかなかならないだろうと。市民に対しては、ですから、代替地という形もちゃんと念頭に置きなさいということになっておりまして、着工時期の問題と完成後のパークアンドライドの駐車場の移転先、これを明確にしてもらわないとなかなか協議に

は応じないよということになっておりまして、協議がなかなか進まないという状況でございます。

ただ、協議はずっと進めております。なかなか難しい問題がたくさん、ハードルがたくさんありまして、なるべく早期に決着つけたいなというふうに思っていますが、今の状況はそういういろいろな課題があるということをお理解いただきたいというふうに思います。

次は、歴まちの関係でございますが、進捗状況としては、先月の8月27日に第5回目の協議をしてまいりました。これは何回も言っているとおり、相手は文化庁の職員と国土交通省の職員と農林水産省の職員、3省が幹事省になっていますのでこの3省から担当の課長補佐なり室長、係長が出ております。こちらからは文化財課と一緒に協議に入っております。それが、第5回目が先月の27日に行いました。

6月の第2回定例会のときにもお話ししたと思いますが、4月23日の第4回の協議の結果を報告させていただきました。6月に。そのときは、多賀城の歴史的風致というのは四つのテーマがありますということは何回か御紹介申し上げていますが、そのうちの二つ、陸奥総社宮の信仰と祭礼ということと貞山運河の水運という部分については、前回の4月23日の第4回協議のときにはおおむね了解いただいたということになっております。今回8月27日の第5回目の協議では、残り二つの、農村集落に見る歴史的風致と今回の多賀城のメインであります古代多賀城と保護・顕彰活動という二つについて、協議させていただいたということでございます。それぞれのまた課題が指摘ございまして、特に、古代多賀城の保護・顕彰活動についてはもう少し保護・顕彰に関する活動を明確にしてほしいということと、あと、歌枕に関する継続的な歴史的な活動を顕彰を含めて明確にしてほしいという部分が助言としてありました。あとは農村集落に見る歴史的風致についても、歴史的建造物が南宮とかに散見されるので、その辺の文化財的な価値をもう少し明確にしていればなお深みのある内容になるだろうという御指摘を受けまして、この、大体全部で四つのテーマについては、次回の第6回の協議会でまとめる形にしたいという形では御助言を受けておりまして、何とか10月の早い時期にはこの四つのテーマを形づくっていききたいというふうに思います。

これが乗り越えられればあとは事務的な手続に入ることにはなりますが、いずれにしても、今年度中の認定を目指していきたいというふうに考えています。当初は10月申請で年内に認定という形をとりたいというふうに考えておりましたが、やはり思ったより、今、全国で16団体が歴史的風致の認定を受けていますが、平均すると10回の協議が必要だというふうに言われておりまして、やっぱり予想どおり、うちはまだ5回ですからなかなか年内の10月の認定申請は無理かな、難しいかなというふうに考えております。したがって、今年度中の申請、認定に向けて協議を進めていきたいなというふうに考えております。で、23年度から事業開始という形をとりたいなというふうに考えています。

○松村委員

それで、これでちょっとお伺いしたい点があるんですけども、今、10月中に6回目あれして年内中に認定を受けたいということ、6回目で、10月のあれで大体クリアできるだろうというお話で、あといろいろな事務的なことで年度内に受けたいというお話でしたね。それで、私、お伺いしたい点二つなんですけれども、こちらに計画策定に当たりまして専門家、あと市民団体ですね、あと地元住民とか、そういう方を入れて協議会というんですか、委員会の設立がたしか義務づけられているというか、そういうふうには私はとらえているんですけども、この点はいかがですか。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

今御指摘があったとおりでございまして、ある程度歴史的風致の四つのテーマがクリアした後に、早々に歴史的風致維持向上協議会というのをつくらなければならないと。これはNPOとか各種団体、各団体の方々に入っていただいて、この計画を認知してもらうという形ですね。要するに同意をいただくという形の協議会を設置する。これが恐らく2回ぐらいの開催をもって何とか承認の方向に向けて、それを受けて申請という形になります。国に対する申請と。要するに多賀城市全体でオーソライズしましたという部分で申請というふうな手続に入るというふうに考えております。

○松村委員

もう1点、この計画策定に当たりまして去年ですか、最初の方に歴まち懇談会をたしか行ったと思いますけれども、こちらの意見というのと、あと当然こちらの計画に、行政の方でここまで準備された中には組み込まれていると思うんですが、そのように考えてよろしいんですか。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

昨年も市内のワークショップを含めて懇談会みたいなのを開催しまして意見をいろいろ伺って、それに基づいて今協議しておりますので、さらに、まとめ次第、協議会のメンバーにそのときの懇談会のメンバーがどのぐらい入るかちょっとまだわかりませんが、そういう形で、再度オーソライズする場を設けてこの計画を仕上げたいというふうに考えております。

○松村委員

なるべく順調にいきまして、年度内に計画ができることを私も心より願っている一人でありますけれども、あと整備計画というのもいろいろあると思いますので、その辺に関しての議員に対する説明とかというのは設けるのでしょうか。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

認定されますと23年度から10カ年でそれらの事業を網羅してそれに取り組んでいくという形になりますが、当然どういう場になるかわかりませんが、議員にもそういう説明する機会を設けたいというふうに考えております。

○松村委員

あと、一応行政の方でそういうふうにして原案をつくって、2回の方の協議会で市民とかいろいろな人たちの意見もやってやると、あと議会に対しても説明するというようなお話でしたけれども、そういうことをやって協議して最終的に決定すると考えてよろしいんですか。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

どの時点で説明をして意見を伺うかというのはちょっとまだ見えてございませんけれども、最終的にはそういう形をとって、国にもこの歴史的風致を認定する協議会がありますので、たとえば国土交通省、文化庁、農林水産省がオーケーしたとしても、改めて外郭団体というか、国でつくっている協議会に、審査委員会というんですか、そこに諮って最終的な決定を受けるので、必ずしもそのまま認定されるとは限りません。ですから、二重三重のハードルを超えていくという形になりますので、あくまで目標は年度内に認定を受けたいということですが、まだ安心できる状況ではないということでございます。

○松村委員

担当職員の方は体に十分気をつけられて、ぜひいいものをつくっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○根本委員

101 ページの商工振興について、105 ページのあやめまつりについて、あと 107 ページの私道整備に要する経費について質問申し上げます。

初めに、21 年度の商工業者の振興ということでございますが、非常に一昨年をリーマンショック以来経済が厳しいと、現在も非常に厳しい状況が続いていると、こういう認識でいるわけでございますけれども、担当課長として 21 年度の多賀城市の経済動向、あるいは商工業関係者の状況はどのように認識されていますでしょうか。

○佐藤商工観光課長

今御質問いただいたことに関しましては、リーマンショック以降、日本全体としては景気の動向が上向きかげんにあると言われていながらも、現在、実際に多賀城市内を見ますと、例えば商工の振興資金の融資の額がどんどんふえていくであるとか、その理由も、例えば資金繰りのいわゆる運転資金の部分での融資が多いという状況であるとか、あとは、実際に事業を廃止するもしくは倒産する商店等もあるという状況から見ますと、まだ厳しい状況が非常に続いていたのかなと、21 年度中はそうだったのかなという思いはあります。

そういう中でも昨年、商工会のプレミアム商品券の発行とかによって市内の商工業者さんのでこ入れ策をいろいろ商工会などと一緒に取り組んでまいりましたが、まだまだ一時的な成果はあらわれたとしても回復傾向にあるとは言えないだろうなと思っております。

○根本委員

私と同じ認識でいらっしゃるということでございまして、この決算を受けてどういうことが大事かと言えば、やはり少しでも多賀城市の市内の業者が潤うような、そういう対策を打っていくという。また、融資関係のお話もございましたけれども、商工会も、補正予算で入っていますけれども、中心となって商工業者に対する新たな融資制度も設けようという、そういう努力もございます。この対策を何とかしなければいけないということで、実は、昨年的一般質問で、新築やあるいはリフォームに補助金を出しなさいと、こういう質問をさせていただきました。引き続き本年度も 6 月に質問させていただきました。そのときの市長の答弁では、やはり経済対策は何らか打たなければいけないだろうという認識のもとに、建設職組合とあるいは商工会と連携とりながら検討して対策を打ちたいというような答弁をいただいていますけれども、その答弁を、どのような進捗状況になっているのかお伺いしたいと思います。

○佐藤商工観光課長

今御質問いただいたことにつきましては、6 月に一般質問で市長から御答弁申し上げましたとおり、リフォームについての補助について実施に向けた検討をさせていただきたいということで今作業を進めておりました。具体的には、要するにより効果のあるリフォーム補助にするためには、ただ、今回リフォームする人に補助金を差し上げただけの一過性の経済効果をねらうのではなくて、将来的に、いわゆる市内の建築関係の業者さんが事業者として生き残っていくための仕組みづくりもつくる必要があるだろうということで、商工会さんと建設職組合さんといういろいろお話し合いする中で、例えばそういう補助制度を設けたときに、申請から、あとは業者さんの調整、もしくはリフォームをしようとする市民の方の融資の例えばあっせんであるとか、そういうものも紹介できるような仕組みづくりを例えば商工会さんとか建設職組合さんの中でできないだろうかといったような話を申し上げ

ておりまして、今、商工会さんの方にその調整をお願いしておるところでございます。

そういうものができる中で、例えば大手の、いわゆるリフォームをする何とかリフォームとかというような会社がありますけれども、そういうところの下請けではなくて、自分たちが元請けになって事業できようシステムをつくって、そして御質問いただいたリフォーム補助ですか、そういうものを入れていくことによってより効果が高められるのではないかと。そして単なる一過性の補助金にしないような仕組みづくりをして実施をしたいということで今調整を図っております。

○根本委員

了解しました。こういう状況がまだ継続して厳しい状況が続いていますから、少しでも早く実施できるようにまた御努力をお願いしたいと思います。

それから、先ほども少し議論がございました 122 ページの木造住宅地震対策事業というのがございますね。市長は答弁の中で、地震対策も考え耐震工事をやる、そういうことも含めてリフォームを進めたいようなお話もあったと思うんですね。多分あったと思います。ですから、市で行っている耐震の助成ありますね。先ほどお話がございました。それを受け取りながらリフォームをきちっとやってこちらの助成金も一緒にいただくということであれば、私は改修事業も進むんじゃないかと、このように思うんですけれども、それは可能なんでしょうか。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

先ほども御質問ありましてお答えしましたけれども、まず、ことしはうちの方で 15 万円上乗せして 2 分の 1 の 45 万円だということと、あと来年度から国が、一部マスコミ報道で発表したように、一律 30 万円上乗せするのかどうかということを含めると、プラス 75 万円になります。さらにリフォームという形になると、それも使えばかなり自己負担が軽減されるということなんですけど、制度的に違いますので、あくまでも申請は、耐震は耐震、リフォームはリフォームという形になりますが、両方使える形が最も利用者にとっては非常に便利なものですから、その辺をちょっと協議しながら詰めていきたいというふうに考えております。

○根本委員

そちらの国も含めて三者からの補助金がいただけるということになれば、大きく耐震化も進むしリフォーム事業も進む、そしてまた市内の業者さんが潤うということにもなりますので、どうか御努力をお願いしたいと思います。

それから、105 ページ、(2)の多賀城跡あやめまつり実行委員会補助金ということで 480 万円、実行委員会の皆さんにお上げしております。20 年度が 5 万 3,800 人に対して 21 年度は 6 万 3,200 人の来客があったということで、これも先ほど松村委員がお話があったように、観光客の増に大きくつながっているということでございまして、定着してきたなど、こういう感を持つものでございます。

そこで、実はこの経費が補助金として 480 万円かかっております。それから、先ほど紹介した 117 ページ、これはあやめまつりの運営費補助金ですけれども、これには 2,589 万円の経費がかかっているということで、実際、補助金も合わせると 3,000 万円ぐらいの経費がかかってこのあやめまつりを大成功に導いているという状況でございます。

そこで、多賀城市の場合は入園料が無料となっております。果たして無料でいいのかと、そういう3,000万円もかけたあやめまつりが無料でいいのかと、こういう素朴な疑問を持っているんですが、あやめ祭りを行っているあやめサミットってございますね。市町村であやめ祭りをやっているところでお金をいただいている市町村はどのぐらいで、入園料です、いただいているところは大体このぐらいというのはつかんでいきますでしょうか。

○佐藤商工観光課長

今ここに正確な数字は持ち合わせておりませんが、半数以上のあやめ園では有料化しているのではないかなと思います。著名なところでは長井であるとか、あと山王史跡あやめ園とかは有料になっております。

○根本委員

一番安いところで、どのぐらいの入園料でしょう。

○佐藤商工観光課長

200円ぐらいかと思います。

○根本委員

仮に多賀城市で6万3,200人が200円の入園料をお支払いになったということであれば、1,300万円の収入はあるということですね。そうするとこの経費の、半分まではいかないけれども、相当数対応できるということになります。そういうことを考えると、やはりあれだけのすばらしいあやめ園を無料で見るということが果たしていいのかどうか。お金を払ってみると感動もまたひとしおなんです。お金を払って入るわけですから。ただで見ると、感動も同じかもしれませんけれども、もっと詳しくよく見たいということがあって、また人にも伝えるんじゃないかと思うんですけれども、これは検討していく余地があるのではないかなと思いますが、いかがでしょう。

○佐藤商工観光課長

なかなか難しい問題であるかと思えます。先日、長井の方であやめサミットがありまして長井市の方に聞いたんですが、長井のあやめまつりは、前は無料時代に年間40万人から50万人来ていたそうですが、現在有料化して、あやめまつりの期間中に来客が大体4万から5万人ぐらいに落ち込んでおります。そういうこともございまして、必ずしも有料化がいいのかということではないかなと思います。ただ、委員御指摘のお話は十分、やはり少しでもあそこで、何万人かの来た方に還元をしていただくという意味で有料化ということではいろいろ検討しておったんですが、あやめ園自体は、正直なところ困われておりませんので、どこからでも見えてしまうものですから、まずあそこを有料化するためには困って見えないようにしなければいけないというようなこととか出てきます。あともう一つは、以前、有料化するに当たって県の文化財の方とかいろいろ聞いてみたところ、特別史跡の区域を、要するに国の補助金でもって、8割交付金が入っていますから、それで買った土地で金を取るのは難しいのではないかなというような御指摘とかもございました。

そこでちょっと考えておるのが、現在、駐車場がございましてけれども、ほかのところでは例えば無料でいろいろな観覧できるような施設であっても、駐車場で、駐車場料としてではなくて、例えば七ヶ浜のように協力金というんでしょうか、例えば清掃協力金ではないですけども、あやめ園の育成協力金みたいな形で駐車場を利用する方から100円か200円でも少ない額でも取れないだろうかみたいなことをちょっと考えております。それちょっ

と実現できるかどうかいろいろ検討してみなければなりませんけれども、今後の課題だと思っております。

○藤原委員長

お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤原委員長

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

あす9月15日は午前10時から特別委員会を開きます。

本日は御苦労さまでございました。

午後4時58分 延会

決算特別委員会

委員長 藤原 益栄